都留市高齢者虐待対応支援マニュアル

令和5年10月改訂

目次

第1章 髙齢者虐待とは	3
1. 高齢者虐待防止法の成立	3
2. 高齢者虐待防止法による定義	3
3. 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等	14
4. 高齢者虐待防止に向けた基本的な視点	24
5. 留意事項	25
第2章 養護者による虐待への対応	27
1. 高齢者虐待の防止	27
2. 養護者による高齢者虐待対応	28
3. 養護者(家族等)への支援	47
第3章 養介護施設従事者等による虐待への対応	51
1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備	51
2. 相談・通報・届出への対応	52
3. 事実確認の準備と実施	55
4. 養介護施設従事者等による髙齢者虐待の状況の公表	84
フロー図、受付表、記録・計画票、報告書など	85
養護者による虐待対応フロー図	85
養介護施設従事者等による虐待対応フロー図	85

第1章 高齢者虐待とは

1. 高齢者虐待防止法の成立

高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であるとし、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、家族や養護者の負担の軽減を図ることなどを定め、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、平成17年11月1日に議員立法により、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、「高齢者虐待防止法」「法」といいます。)が成立しました。(平成18年4月1日施行)

2. 高齢者虐待防止法による定義

(1) 法による定義

ア. 高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」とは65歳以上の者とし定義しています。 ただし、65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、 又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみな して養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます(同法第2条第6 項)。

① 65 歳未満の者への虐待について

介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第9条第1項に定める「第一号被保険者」、「同条第2項」に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業(包括的支援事業)の権利擁護業務において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。

また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則 60 歳以上の高齢者が入居しています。

高齢者虐待防止法第9条第2項において、市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の第10条の4及び第11条の規定による福祉の措置を講じることができ、老人福祉法第5条の4において、65歳以上の者(65歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む)を対象としています。

ただし、18歳以上65歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。)での対応が基本であることに留意することが必要です「障害者虐待防止法に関するQ&Aについて」の一部改正について」令和3年12月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡)。

② 65歳以上の障害者への虐待について

65 歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。この法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります(被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等)。

イ. 養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者で、養介護施設従事者等以外の者」とされています。金銭管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者(高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等)が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

なお、下記のとおり、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該 当しない者も、虐待の主体となりますので留意してください。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
類型(例)	① 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
	(例)
	・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど。打撲をさせる。
	・刃物や器物で外傷を与える。 など

- ② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 (例)
- ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。
- ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。 など
- ③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替 方法があるにも関わらず高齢者を乱暴に取り扱う行為

(例)

- ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。
- ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など
- ④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する 行為。

(例)

- ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着 脱できなくする 。意図的に薬を過剰に服用させて動きを 抑制する。)
- ・外部から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など

介護・世話の放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の 同居人による虐待行為の放置など、養護を著しく怠ること。

類型(例)

① 意図的であるか、否かを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、 その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、 寝具が汚れている。
- ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわ たって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。
- ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる。 など
- ② 専門的診断や治療、ケアが必要にも関わらず、高齢者が必要とする 医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限し たり使わせない、放置する。

(例) ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにも関わらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にも関わらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など ③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。 (例) ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。

心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著
	しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
類型(例)	〇脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、
	精神的苦痛を与えること。
	(例)
	・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなど
	により、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。
	・怒鳴る、罵る、悪口を言う。
	・侮辱を込めて、子どものように扱う。
	・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してト
	イレにけるのにオムツをあてたり、食事の全介助をする。
	・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。
	・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさ
	せること。
類型(例)	〇本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行
	為。
	(例)
	・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。
	・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にした
	り、下着のままで放置する。
	・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。
	・性器を写真に撮る、スケッチをする。

- ・キス、性器への接触、セックスを強要する。
- ・わいせつな映像や写真を見せる。
- ・自慰行為を見せる。 など

経済的虐待 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 類型(例) 〇本人の合意なしに 、又は、判断能力 の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 (例) ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。

- ・年金や預貯金を無断で使用する。
- ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。
- ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を 優先する。
- ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造 など

ウ. 養介護施設従事者等による高齢者虐待

要介護施設従事者等による高齢者虐待は、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者が行う次の行為とされています(高齢者虐待防止法第2条第5項)。

身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること。
類型(例)	① 暴力的行為で痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。
	(例)
	・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど。打撲をさせる。
	・ぶつかって転ばせる。
	・刃物や器物で外傷を与える。
	・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。
	・本人に向けて物を投げつけたりする。 など
	② 本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢
	者を乱暴に扱う行為。
	(例)
	・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦

痛や病状悪化を招く行為を強要する。

- 介護しやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。
- ・車椅子やベッド等から移動させる際に必要以上に身体を高く持ち上げる。
- ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。
- ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出 できないようにする。
- ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など
- ③ 「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制 【参考】緊急やむを得ない場合の判断基準
- ・切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

• 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと ・一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

身体的拘束等に対する考え方

「緊急やむを得ない場合」の適正な手続きを経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。平成 12 年の介護保険制度の施行時から、介護保険施設等において、高齢者をベッドや車いすに縛りつけるなど身体の自由を奪う身体的拘束等は、介護保険施設の運営基準により、サービスの提供に当たっては、例外的に入所者の「生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き」行ってはならないとされており、原則として禁止されています (※1)。

(※1) 例外的に身体的拘束等を行う場合の要件規定があるサービス種別 (介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、(介護 予防) 特定施設入居者 生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、 介護療養型医療施設、介護医療院、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、 地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居 者生活介護 身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないもとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。また、身体的拘束等による高齢者への行動制限は、医療機関や介護保険施設等だけでなく、家庭内における在宅介護等の場面でも発生する可能性があり、在宅であっても身体的拘束等は高齢者に対して精神的苦痛や身体的機能の低下を招く危険性があることは同様です。

介護・世話の 放棄・放任

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者 を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

類型(例)

① 必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神的状態を悪化させる行為

(例)

- ・入浴しておらず異臭がする、髪や髭、爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。
- ・褥瘡(床ずれ)ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。
- ・オムツが汚れている状態を日常的に放置している。
- ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。
- ・健康状態の悪化をきたすような環境(暑すぎる、寒すぎる等)に長時間置かせる。
- ・室内にごみを放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に 置かせる。 など
- ② 高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為

- ・医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を 行わない。
- ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、 処方通りの治療食を食べさせない。
- ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、 高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など

- ③ 必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為 (例)
- ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。
- ・必要なメガネ、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など
- ④ 高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置
- ・他の利用者に暴力をふるう高齢者に対して、何ら予防的手立てをして いない。
- ・高齢者からの呼びかけに対し 「ちょっと待ってね」等と言い、その後 の対応をしない。
- ・必要なセンサーの電源を切る。
- ⑤ その他の職務上の義務を著しく怠ること
- ・施設管理者や主任等が虐待の通 報義務や虐待防止措置義務を怠る。

高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他高齢者に著し 心理的虐待 い心理的外傷を与える言動を行うこと。

類型(例) ① 威嚇的な発言、態度

(例)

- 怒鳴る、罵る。
- ・「ここ(施設・居宅)にいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅 す。など
- ② 侮辱的な発言、態度

- ・排泄の失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。
- ・日常的にからかったり、「死ね」など侮辱的なことを言う。
- ・排泄介助の際、「臭い」「汚い」などと言う。
- ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 など
- ③ 高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度 (例)
- 「意味もなくコールを押さないで」「なんでこんなことができないの」な どと言う。
- ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。

- 話しかけ、ナースコール等を無視する。
- ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。
- ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる(他の利用者にやらせる)。 など
- ④ 高齢者の意欲や自立心を低下させる行為

(例)

- ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無 視してオムツを使う。
- ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無 視して食事の全介助をする。 など
- ⑤ 心理的に高齢者を不当に孤立させる行為

(例)

- ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。
- ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。
- ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。
- ⑥ その他

- ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。
- ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。
- ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。
- ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。
- ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など

性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者にわいせつな行為をさせ
	ること。
類型(例)	〇本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行
	為。
	(例)
	・キス、性器への接触、セックスを強要する。
	・性的な話を強要する(無理やり聞かせる、無理やり話させる)。
	・わいせつな映像や写真を見せる。
	・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影
	したものを他人に見せる。

- ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下(上)半身を裸にしたり、 下着のままで放置する。
- ・人前で排泄行為をさせる、オムツ交換をする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上
	の利益を得ること。
類型(例)	〇本人の合意なしに、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を
	本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使
	用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。
	(例)
	・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。
	・金銭・財産等の着服・窃盗等(高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分
	する、無断流用する、おつりを渡さない)。
	・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。
	・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲			
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者 等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の業 務に従事する者

医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法(昭和23年法律第205号)の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検

査等を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

ついては、都道府県等に相談等があった場合には、相談等の内容を具体的に把握 し、必要な関係機関に適切につないでいく等の対応が必要です。

(2)「高齢者虐待」のとらえ方と対応が必要な範囲について

市では、上記のような高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、地域包括支援センターや行政窓口に速やかに相談通報を行います。

例1 65歳以上の障がい者への虐待について

高齢者虐待防止法の施行後に、「障害者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年法律第79号)が成立しました。65歳以上の障がい者について、2つの法律間に優先劣後の関係はないため、障がい所管課との連携のうえ、適切と思われる規定により対応することになります。

例 2 養護、被養護の関係が明らかでない 65 歳以上の高齢者への虐待について

「現に養護する者」というような関係性がない者の虐待の場合は、高齢者虐待防止法の対象外であるため、基本的には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成 13 年法律第 31 号、以下「DV 法」という。) や刑法等により対応することになります。「現に養護する者」であるかどうか事実確認等を行ったうえで、DV 法の所管課や関係機関につないでいくなどの対応が必要です。

例3 セルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態になる高齢者は、高齢者虐待防止法の対象外となっています。しかしながら、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」「困っていない」など、市や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じる恐れやひいては孤立死に至るリスクも抱えています。このため、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です。

また、令和3年4月1日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の部を改正する省令」(令和3年厚生労働省令第9号)が施行され、すべての介護サービス施設・事業所を対象に高齢者虐待の防止のための委員会の開催、指針の整備等が義務付けられ(以下、「基準省令改正」という。)、養介護施設等の従業者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)」を図ることが望ましいことを通知しています(「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年9月17日老企第25号)。よって、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者が早期に適切な支援につながるよう、市町村、都道府県主催の各介護サービス事業所に対する研修等の内容に含める必要があります。なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取り扱いについては、市町村等の行政機関は、法令(条例を含む。)の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます(個人情報保護法第61条第1項)。

また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合(個人情報保護法第 69 条 第 2 項 第 4 号)等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合(個人情報保護法第 27 条 第 1 項第 2 号) や、市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層的支援体制整備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき(同項第 4 号)等には、情報提供を行うことができます。

3. 高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、規定されています。

市の役割

1) 高齢者虐待防止法に規定する市の責務と役割

- 養護者による高齢者虐待について
- ① 高齢者や養護者に対する相談、指導、助言(第6条)
- ② 通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議(第9条第1項)
- ③ 老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求(第9条第2項、第10条)
- ④ 立入調査の実施(第11条)
- ⑤ 立入調査の際の警察署長に対する援助要請(第12条)
- ⑥ 老人福祉法に規定する措置が取られた高齢者に対する養護者の面会の制限(第13 条)
- ⑦ 養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置(第14条)
- ⑧ 専門的に従事する職員の確保(第15条)
- ⑨ 関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備(第16条)
- ⑩ 対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知(第18条)
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
- ① 対応窓口の周知(第21条第5項、第18条)
- ② 通報を受けた場合の事実確認等
- ③ 養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告(第22条)
- ④ 高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に 規定する権限の適切な行使(第24条)
- 財産上の不当取引による被害防止(第27条)
- ① 養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局、機関の紹介
- ③ 財産上の不当取引の被害を受け、又は受ける恐れのある高齢者に係る審判の請求

2) 求められる体制の整備

ア 通報・届出受理 窓口の設置、周知及び時間外対応

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市に通報することが 定められています(高齢者虐待防止法第7条第1項、第2項、第21条第1項~第3項)。

なお、通報等の受理窓口を周知する際には、自治体職員には守秘義務があり、通報者の個人情報が漏れることはないことを併せて周知することも必要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等が地域包括支援センターに寄せられた際には、地域包括支援センターは市担当部署へ通報します。

イ 連携協力体制の整備

- ① 庁内関係部署との連携
- ②都道府県との連携・協働

都道府県が当該養介護施設等に実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認の実施や高齢者の保護、虐待の有無の判断、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待対応の一連の場面で県と市で役割分担を行うなど、協働で実施する必要があります。そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備しておくことが必要です。

③国保連合会 、運営適正化委員会 、法務局、警察との連携

市は、国保連合会や運営適正化委員会、法務局、 警察などの機関に対して、高齢者 虐待防止ネットワークへの参加の呼び掛けや、高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた場合には、担当部署への情報提供を依頼し、可能な限り連携・協働に努めることも必要です。

④専門機関等との連携

確認された行為が虐待に該当するかどうかを判断する際や、その後の対応を検討する際には、法律専門職や医療従事者、介護サービスや人権擁護に詳しい専門職や学識 経験者などによる専門的な知見やアドバイスが必要となることがあります。

各種判断や具体的な対応方法について、各分野の専門家から有効なアドバイスが得られるよう、市は関係機関との連携を深めておくことが必要であり、この専門機関との連携を構築するに当たっては、都道府県が実施主体である「高齢者権利擁護等推進事業」の「市町村への支援」を活用することが可能です。

ウ 組織決定を行う合議・協議の場の設定

高齢者虐待対応においては、必要となる対応や、その判断根拠を組織的に合議によって決定する必要があることから、市内の関係部署(養介護施設従事者等による高齢者虐待では都道府県も含む)との協議の場を設定する必要があります。特に、「事実確認の準備段階」、「虐待の有無の判断」、「緊急性の判断」、「老人福祉法や介護保険法に基づく権限の行使」、「虐待対応の終結」については市担当部署の管理職が出席する会議において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められます。なお、協議を行う中で判断に迷う際には、専門職等から助言を受けられる環境を整備しておくことも重要です。

また、適切な判断を行い、対応の全体状況や推移を把握するためにも、必ず記録を残すことが必要です。

エ 高齢者虐 待対応の措置要綱やマニュアル、帳票類の整備

オ 専門的人材の育成

①庁内関連部署職員への周知

確認事項や相談者等への対応が部署によって異なっていると、重要な情報を聞き漏

らしたり、場合によっては相談者等の信頼を失い、高齢者への権利侵害が放置される おそれもあります。

市の担当部署は、関係部署の職員が高齢者虐待に関する知識を共有できる機会を設けることや、高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた場合の確認事項 、相談者等への対応方法などを周知しておくことが望まれます。

②対応事例の検証

高齢者虐待対応として行われた判断や対応内容について、後日、検証や振り返りを行うことは、市の対応スキルや、リスクマネジメントの向上につながると考えられます。

③養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化を図るためには、養介護施設等の経営者・管理者及び従事する職員一人ひとりが、高齢者の権利や身体的拘束等を含めた 高齢者虐待に関する正確な知識を持ち、適切な方法によって高齢者に介護サービスを提供できる技術を身につけるとともに、虐待を未然に防止するための意識や取組を継続させることが重要です。

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所に、利用者の人権の擁護、虐待の未然防止の観点から虐待防止措置の実施が義務付けられました(3年間の経過措置期間を設け、令和6年4月より義務化)。ただし、小規模事業所等単独では十分な研修等の実施が困難な場合もあると考えられることから、必要に応じて市が外部研修機会を設けるなどの支援を行うことも有効と考えられます。このような外部研修の機会は、養介護施設等の従事者等が自らの施設・事業所のあり方を振り返る契機にすることができます。

なお、研修等は、高齢者虐待防止と身体拘束適正化に関する委員会の合同により 実施することが考えられますが、高齢者虐待は、身体的拘束等に関わるものだけで はないこと、緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束等は虐待とはいえない一方で、 別途適正な手続きを経る必要があることなどから、両者のいずれの側からみても不 足のない研修内容にすることが必要です。

カ 関連制度の要綱整備、予算化

高齢者虐待対応においては、虐待を受けた高齢者に対して老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」を適用し、一時保護を図ることが必要となる場合があります。

また、高齢者虐待防止法第 27 条第 2 項に定められているように、認知症高齢者等が経済的虐待や消費者被害を受けている場合などには、成年後見制度利用のための支援や必要に応じて、市長申立を行い 、高齢者の権利擁護を図ることが必要です。

高齢者虐待対応の場面で、これらの制度を迅速かつ有効に活用して高齢者の権利擁

護を図るため、各制度の要綱等を作成し、予算を確保しておく必要があります。

キ 高齢者虐待防止ネットワークの構築

市は、高齢者虐待の防止から個別支援に至る各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待の恐れのある高齢者や養護者、家族に対する多面的な支援の出来る体制を構築していきます。

市は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要です(第16条)。

①「早期発見・見守りネットワーク」

住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。

重要なのは、「市」「地域包括支援センター」「地域住民」等が相互に連携することによって、はじめて有効に機能するということです。多角的な視点からの早期発見・見守りによる効果が期待され、孤立しがちな高齢者や家族に対して、見守りを続けることで虐待の防止につなげ、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、その情報を市や地域包括支援センターの虐待対応窓口への相談・通報に繋げていくことで、問題が深刻化する前に解決することにもつながります。

②「保健医療福祉サービス介入」を円滑に行うネットワークの構築

介護保険事業者等から構成され、現に発生している高齢者虐待事例にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。 また、日常的に高齢者や養護者・家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険 性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。

③「関係専門機関介入支援」を円滑に行うネットワークの構築

保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察・消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図ります。なお、立入調査や緊急の場合の対応などの市による権限発動に協力してもらう機関が含まれていること、対象となる機関自体があるいはそれ以上の単位で設けられていることが多いこと等を踏まえれば、市が主体となりこれらのネットワークを構築し、関係機関の理解・協力を得て、高齢者虐待防止ネットワークの構築をスムーズに進める必要があります。

これら3つの機能が役割を分担し、連携して対応することによって高齢者虐待を防止したり、問題が深刻化する前に高齢者や養護者・家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

国及び地方公共団体の責務

高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法その他必要な事項についての調査研究を行うこととされています(第 26 条)。

- 1) 法に基づく対応状況等調査
- 2) 高齢者権利擁護等推進事業
- 3) 老人保健健康增進等事業

都道府県の役割

- 養護者による高齢者虐待について(第19条)
- ①市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
- ②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言
- 養介護施設従事者等による高齢者虐待について
- ①高齢者虐待の報告を受けた場合の守秘義務 (第 23 条)
- ②高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険 法に規定する権限の適切な行使(第24条)
- ③養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表 (第 25 条)
- ア. 市町村の虐待対応を支援する体制の整備

都道府県は、市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うことが規定されています(高齢者虐待防止法第 19 条第 1項)。高齢者権利擁護等推進事業等の活用により、市町村に対して積極的に支援する必要があります。

- ① 高齢者虐待対応担当部署の設置と周知
- ② 市町村に対する専門的な相談支援体制
- ③ 庁内の関係部署等との連携・協働体制
- ④ 高齢者虐待対応のマニュアル、帳票の整備
- ⑤ 関係機関との連携体制
- ⑥ 居室確保のための支援
- ⑦ 複数の保険者が関係する場合の広域調整
- イ. 専門的人材の育成
- ① 市町村職員及び地域包括支援センター職員等への研修
- ② 養介護施設従事者等に対する研修
- ③ 対応事例の検証

国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国または地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません(高齢者虐待防止法第4条)。

また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、 市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危 険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課され ています(同法第7条)。これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでな く、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要 があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、一 般的に「虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができ ます。

保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります(高齢者虐待防止法第5条)。

養介護施設の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません(高齢者虐待防止法第20条)。また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています(同法第21条第1項)。

1) 虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進(省令改正)

令和3年度の基準省令改正に伴い、すべての介護サービス施設・事業所を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその発生を防止する観点から、以下の虐待防止措置を講じることが義務付けられました(3年間の経過措置期間を設け、令和6年4月より義務化)。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
- ② 虐待の防止のための指針の整備
- ③ 介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
- ④ 虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く
- 2) 管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止や、身体的拘束等に係る取組の適正化に 関する研修の実施やケア技術の向上を目指す研修を実施するとともに、市町村や都道府 県における研修等の機会を活用するなど、養介護施設従事者等の資質を向上させるため に取り組む必要があります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの 管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。

3) 開かれた組織運営

養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気付き、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における「介護サービス等の質の向上に資する事業」(介護サービス相談員派遣事業)を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

4) 苦情処理体制

養介護施設等においては、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第20に虐待防止措置義務として明記されており、基準省令等にも規定しています。

5)組織·運営

養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の 把握に努めるとともに、必要に応じ養介護 施設等を運営する法人の業務管理責任者に 報告し、助言や指導を受けるなどの 対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の(外部)研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について

高齢者虐待対応においては、市町村や地域包括支援センター、関係機関等が、高齢者や養護者等の氏名や住所、病名など、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う場面が多々あります。また、養介護施設従事者による虐待の事実確認等の対応においても、調査の迅速性・密行性が求められる中で、養介護施設等、関係機関等と情報の取得や共有を図る必要があります。

地方自治体の個人情報の取扱い

都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターにおいて、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、市町村が業務委託した地域包括支援センターや、市町村内の他の部署間、 高齢者虐待防止法第5条で規定されている団体及び関係者、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。これについて、従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、令和5年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第5章によって統一されることになりました(同法第2条 11 項。令和5年4月1日施行。

具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するにあたっては、個人情報保護法第 61 条第 1 項の規定に基づき、法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第9条第1項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意(運営指導を含む)の事実確認や協議によるものも含め「法令(条例を含む)の定める所掌事務又は業務」に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第1項に基づき保有することができます。

その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令(※に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます(個人情報保護法第69条第1項)。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第2項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

民間事業者(市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者)の個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者(個人情報取扱事業者)や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報集収について困難が生じ、市町村の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じます。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、 関係者・関係 機関 等 にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必 要です が、高齢者の権利と利益、生命、身体又は 財産の危険にもかかわる問題であ り 、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し(同法第7条、第 21

条)、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており(同法第9条 第1項 等)、担当課からの照会には、他部署はもちろん、 他市町村や他の機関、民 間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります(同法第5条第2項)。

医療・福祉等関係者や市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター(民間事業者)等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります(個人情報保護法第17条第1項、第18条第1項)。

高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応

高齢者虐待対応を担う市町村

高齢者虐待への対応は、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待ともに、高齢者の居住実態のある自治体が行うことが基本となります。住民票を移すことなく親族宅等で生活しており、養護者による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、あるいは高齢者が住民票を移すことなく他自治体の養介護施設等で生活しており養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者の居住実態のある自治体が通報・届出の受理と事実確認の対応を行います。対応する自治体では、必要な情報を通報者等から確認するとともに、住民票のある自治体等と連携して高齢者に関する基本情報等を取得することや、通報等が寄せられた事実等を共有し、自治体間で協力して対応できる体制を構築しておくことが必要です。

権限行使が必要な場合の対応

高齢者虐待に関する事実確認の結果、状況によっては高齢者の保護が必要となり、老人福祉法第1条の4及び第11条に規定された「やむを得ない事由による措置」 や成年後見制度の市町村長申立を行う場合もあります。老人福祉法に規定された「やむを得ない事由による措置」等については、老人福祉法第5条の4第1項において基本的に高齢者が居住する市町村 が行うことが定められています。

一方、成年後見制度の市町村長申立については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手 続の例示について」(令和3年11月26日障障発1126第1号障精発1126第1号老認発112第2号)では、申立てを行う市町村について下記のように例示されています。高齢者の権利利益を守るため、関係する市町村間での連携強化に努める必要があります。

このマニュアルは、厚生労働省「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護 者支援について(令和5年3月改訂)」を基に作成しています。

4 高齢者虐待防止に向けた基本的な視点

(1) 発生予防から虐待を受けた高齢者の生活の安定までの継続的な支援

高齢者を虐待と言う権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援するために、高齢者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする切れ目ない支援体制が必要です。

(2) 高齢者自身の意思の尊重

高齢者自身の意思を尊重した対応(高齢者が安心して自由な意思表示ができるような支援)を行うことが重要です。

(3) 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待を未然に防止するために、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する 正しい理解や介護知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護 者の負担の軽減、近所から孤立している高齢者世帯への働きかけによるリスク要因の 提言などが必要となります。

(4) 虐待の早期発見・早期対応

虐待問題が深刻化する前に発見・支援するために、民生委員や自治会・町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する啓発普及、保健医療福祉関係機関との連携体制の構築などによって、虐待が起きても早期に発見し対応できる仕組みづくりを整えることが重要です。

(5) 高齢者本人とともに養護者を支援

市は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています(第6条、第14条)。

ア. 高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれが対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、 高齢者への支援と養護者への支援は別の職員が分担するなど、チームとして対応 する必要があります。

イ. 虐待発生要因と関連する課題への支援

養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えている場合は、虐待を解消

させるために養護者支援に取り組むこととなります。

ウ. 養護者支援機関へのつなぎ

虐待が解消した後、養護者が引き続き課題を抱えている場合は、適切な機関に繋ぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

(6) 関係機関の連携・協力によるチーム対応

虐待の発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援に至る各段階において、複数の関係者(介護保険、高齢者福祉、障害、医療、生活保護など)が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事例に対応することが必要です。

5. 留意事項

(1) 虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者本人や養護者の虐待に対する自覚の有無に関わらず、客観的に高齢者の権利 が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応します。

(2) 高齢者の安全確保の優先します

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築けないときでも高齢者の安全確保を最優先にする必要があります。その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築したり支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

(3) 常に迅速な対応を意識します

虐待は、発生から時間が経過するにしたがって深刻化することが予想されるため、 通報や届け出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日も 発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談や通報、届け出や緊急の 場合に対応できるようにし、関係者や住民に周知する必要があります。

(4)必ず組織的に対応します

相談や通報、届け出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。特に、事実確認の調査では、担当者一人への過度の負担を避け、客観性を確保するな

どの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

(5) 関係機関と連携して援助します

複合的な問題がある事例に対しては、市が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、病院、金融機関等との連携が必要になることがあります。

(6) 適切に権限を行使します

高齢者虐待防止法では、虐待により重大な危険が生じている恐れがあると認められる高齢者を一時的に保護するため、迅速に老人福祉法第 20 条の 3 に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に同法第 10 条の 4 第 1 項若しくは第 11 条第 1 項の規定による措置を講じ、又は、適切に同法第 32 条の規定により審判の請求をすることを規定しています(9条)。

高齢者の安全を最優先に考え、適切に行政権限を行使することが必要となるため、 組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を 想定した体制を構築することが望まれます。

(7) 記録を残します

虐待の対応の如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定にあたっては、一職員ではなく組織として、虐待対応に関する会議や当事者とのやり取りを記録することを徹底させることが重要です。記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

(山梨県高齢者虐待対応マニュアルより)

第2章 養護者による虐待への対応

1. 高齢者虐待の防止

1. 1 組織体制

1) 相談・通報・届出受理体制の構築

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報・届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行う部署を明示し、窓口等を周知させなければならないと定めています(同法第18条)。

〇時間外の対応

休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制(時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等)を整備することに加え、高齢者への対応が適切に行える体制とする必要があるため、様々な組織との連携の可否等も含めて体制整備を検討することが重要です。

2) 虐待対応体制の構築

通報等の受理に関し、速やかに事実確認調査や、その後の虐待対応が行える体制を整備するとともに、対応する部署を明確化し、広報やホームページ等で周知することはもとより、虐待対応に専門的に従事する職員を配置します。組織内で連携協力し、通報等を受け付けた場合に当該職員が速やかに事実確認調査を行うことができる体制を整えます。併せて、面接や調査が複数職員で行えるよう配慮します。

その上で、虐待に関する判断を組織的に行うための会議のあり方を定め、分離保護 等に備えた居室の確保や、成年後見制度の市長申立の担当者との連携など、必要な支援のための体制を構築します。

3) ネットワークの構築

関係機関・団体との連携協力体制の整備に関する、高齢者虐待防止ネットワークの構築については、「第 I 章 3. 4市の役割 2) 求められる体制の整備」の内容を参照。

4) 人材確保及び人材育成

市は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の業務を適切に実施するため、その業務に専門的に 従事する職員を確保できるよう努めなければならないこととされています(高齢者 虐待防止法第 15 条)。ついては、市は的確な援助を行うために必要な事務職、保健 師等医療職、社会福祉士等の福祉職、心理職等の職員を確保します。

また、虐待対応に係る職員の資質の向上を図るため、研修計画に基づく研修の実施や、管理職を含めた職員が研修に参加できる体制を整えることが必要です。

2. 養護者による高齢者虐待対応

(1) 初動期段階

- ・初動期段階では、高齢者の生命や身体または財産の安全確保が目的となります。
- ・高齢者虐待を疑わせる相談・通報・届け出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待 の有無と緊急性の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行わ れた一連の対応の評価を行うまでの流れを指します。

コアメンバー会議とは、"養護者による虐待"発生時における"初動期段階"での虐待の有無や緊急性の判断、対応方針を市の責任において決定する会議。

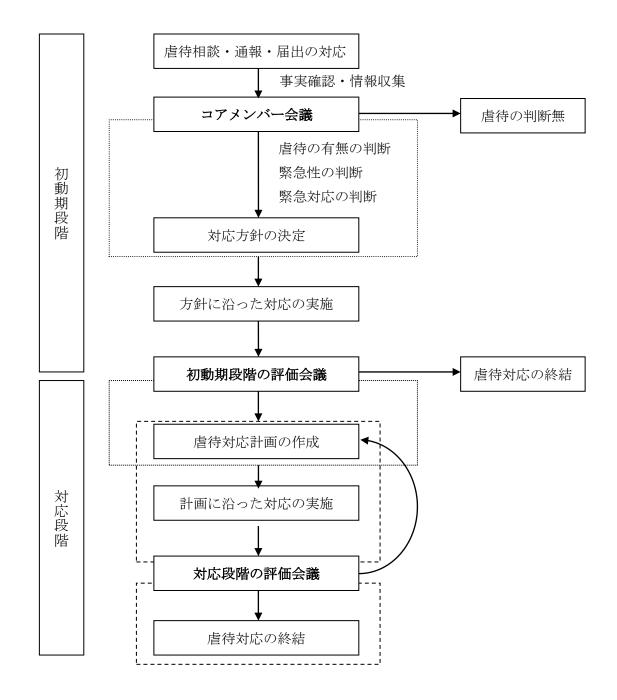
(2) 対応段階

- ・対応段階では、高齢者の生命・身体の安全確保を意識しながら、虐待の解消と高齢者 が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。
- ・対応段階とは、虐待と認定した事例に対して、「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応計画(案)の作成→虐待対応ケース会議(虐待対応計画案の協議・決定) →計画の実施→対応段階の評価会議→(評価の内容に応じて)必要な情報収集と整理 →虐待対応計画の見直し~終結」という循環を繰り返す流れを指します。

(3)終結段階

- ・虐待対応の終結にあたっては、「虐待が解消を確認したこと」が最低要件となります。
- ・同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極める 必要があります。
- ・虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応(虐待対応を除く)や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

☆養護者による虐待対応の簡易フロー図(詳細フロー図は P87)



2. 1相談・通報・届出への対応

(1)相談・通報等受理後の対応

ア. 情報の集約・管理のしくみの整備

高齢者虐待への対応では、統一的な運用ルールを定め、相談・通報等を受理した後、情報収集、訪問調査等による事実確認を行い、速やかに初回のコアメンバー会議を実施し、虐待の有無、緊急性を判断し、当面の虐待対応方針・計画を検討する必要があります。そのため、情報から個別ケース対応までを記録する帳票類を整備し、運用の管理を行うことが必要であるとともに、これらの情報を集約し、対応する仕組み自体の見直しを行うことも必要となります。情報の集約・共有化によって、高齢者虐待に対する統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、ケース対応に関わる機関が相互に情報を共有化することで、より有効な連携につなげることが可能になります。

イ. 受付記録の作成

高齢者虐待に関する相談や通報等を受けた職員は、相談内容について必要な項目を正確に聴き取るために、【相談受付票 [A 票] P90】を手元に用意して、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報などを聴き取ることが重要です。相談受付の中で虐待の可能性がある場合、【高齢者虐待受付票 [B 票] P91】にその内容を記載し、今後の初動期対応の展開に備えます。また、随時情報を収集していきます。

ウ. 市職員等の守秘義務

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課されています(同法第8条)。

ついては、具体的な支援に関わる支援者を含め、 虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者、家族等の情報に関する守秘義務を徹底する対応が必要です。

また、相談者が虐待という言葉を使わない場合でも、相談を受けた職員は、高齢者の状態など相談の内容から虐待が推測される場合には、その後の対応を念頭に 置いて相談を進める構えが必要です。

通報者は、名前を言うことを嫌がることがありますので、匿名による通報であっても、きちんと通報内容を聴く必要があります。

受け付けた相談・通報について、虐待の通報としてとらえるかどうかの判断については、相談を聴いた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断する

ことが重要です。

2. 2事実確認

(1) 事実の確認の必要性

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実 の確認を行う必要があります(第9条)。

事実確認を効果的に行うため、市担当部署と地域包括支援センターはあらかじめ、必要な情報収集項目や、事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行います。

(2) 事実の確認の実施方法

高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況、養護者や同居人等に関する情報について地域包括支援センターは訪問調査等で事実を把握し、【事実確認票〔C票〕P92.93】の各項目に整理します。

- 〇高齢者や養護者への訪問調査
 - ①虐待の種類や程度
 - ②虐待の事実と経過
 - ③高齢者の安全確認と身体・精神・生活状況等の把握
 - ④養護者や同居人に関する情報の把握
 - ⑤高齢者と養護者等の関係の把握
 - ⑥民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関連部署・機 関からの情報収集
- ➤確認された情報は【アセスメント要約票 [D票] P94.95】に集約·整理·精査する。

(3) 事実確認に入るまでの期間

高齢者虐待に関する通報等を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認 その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります(第9条)。

(4) 関係機関からの情報収集

庁内他部局をはじめ民生委員や医療機関、介護保険サービスを利用している場合には担当介護支援専門員(ケアマネジャー)やサービス事業者などからの多面的な情報を収集します。

(5) 訪問調査を行う際の留意事項

- ○複数の職員による訪問
- 〇医療職等の立ち会い
- ○信頼関係の構築を念頭に置き、柔軟な対応を
- 〇高齢者、養護者等への十分な説明
 - ・職務について・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
 - ・調査事項について・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- ・高齢者の権利について・・基本的人権であり、各法などの保障、市がとり得る 措置に関する説明 など
- ○高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮
- ・身体状況の確認時・・・・心理的負担を取り除き、衣服を脱いで確認する場合 は同性職員が対応するなどの配慮
 - 養護者への聴き取り・・・第三者のいる場所では行わない など
- (6) 介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して拒否的な態度があり、高齢者の安全確認ができない場合は、 立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処す る必要があります。養護者等にとって抵抗感の少ない以下のような方法を優先的 に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討します。

- 〇ケアマネやサービス事業所など関わりのある機関からのアプローチ
- ○医療機関への一時入院
 - ※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、 名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。
- 〇 親族、知人、地域関係者等からのアプローチ
- ○さまざまな工夫を重ねても、安全を確認することができない場合 これまで訪問した日時とその結果の記録をもとに適切な時期に立入調査の要否 を検討します。

介入拒否時の対応のポイント

- 1 本人や家族の思いを理解・受容する
 - ・まずは本人や家族の思いを理解、受容する。
 - ・虐待者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦労をねぎらいながら理解を示していく。評価し、ねぎらう。
 - ・本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係を作る。
- 2 名目として他の目的を設定して介入
 - ・虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定し

て介入する。

- 3 訪問や声かけによる関係作り
 - ・定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由や他の理由を見つ けて訪問したり声かけを行う。
 - ・訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長く関わることに配慮する。
- 4 家族の困っていることから、段階を踏みながら少しずつ対応の幅を広げる
 - ・いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、 それに対して支援できることから順に対応していく。
- 5 家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築
 - ・本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力 を得て援助を展開する。
- 6 主たる支援者の見きわめ
 - ・主たる支援者と本人・虐待者の相性がよくないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
 - ・高齢者本人が医療機関に受診している場合には、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。
- 7 緊急性が高い場合は法的根拠により保護
 - ・緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

2. 3虐待の有無の判断、緊急性の判断、対応方針の決定

(1) コアメンバー会議の開催

市担当部署は、速やかに会議を招集し、事実確認に基づいた情報を共有の上、【高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(コアメンバー会議用)[E票]P96.97】を使用しながら合議にて意思決定をしていきます。コアメンバー会議において、市及び高齢者虐待対応協力者は、第9条第1項に基づいて事実確認に基づいた高齢者等の個人情報(要配慮個人情報を含みます。)を共有することが可能です(個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等)。

地域包括支援センターが虐待に関する情報を記載した様式【B票】【C票】【D票】を基に検討し、状況に応じて立入調査ややむを得ない事由による措置等の市権限の行使もその場で決定が必要となるため、意思決定者である市管理者が会議に参加し、対応が滞ることがないよう留意します。初回コア会議は、高齢者虐待担当部署の管理者・職員、関係部署職員、及び専門職員、地域包括支援センター職員で構成します。

(2) 虐待の有無の判断

初回コア会議において、事実確認・収集された情報から虐待の有無を判断します。

虐待の事実はない(虐待が疑われる事実等が確認されなかった)、収集した情報が十分ではなく判断できなかった、虐待の事実が確認された(虐待が疑われる事実が確認された)のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを確認します。

(3) 緊急性の判断

虐待の事実が確認された、又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。

緊急性の判断は、生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合に、入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性の検討や、高齢者や養護者の協力拒否などにより事実確認ができない場合に、立入調査の要否等の検討等を行います。

緊急性が高いと判断できる状況

- 1 生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
 - ・骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
 - ・極端な栄養不良、脱水症状
 - 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- ・器物(刃物、食器など)を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される
- 2 本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはその恐れがある
 - ・虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
 - 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている
- 3 虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
 - ・虐待が恒常的に行われているが、虐待者の自覚や改善意欲が見られない
 - ・虐待者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難で あったり改善が望めそうにない
- 4 高齢者本人が保護を求めている
 - ・高齢者本人が明確に保護を求めている

(4) 深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として法に 基づく対応状況等調査で利用されている指標です。

深刻度の定義は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度であり、深刻度を判断する時点及び判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断と同様

に複数名で組織として検討するものです。また、深刻度の区分は、4 最重度、3 重度、2 中度、1 軽度の4段階として、虐待の程度深刻度計測フローの活用等により判断することとなっています。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必
	要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や
	生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被
	害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検
	討が必要な状態。
4 (最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、
	生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

(5)対応方針の決定

「コアメンバー会議」で虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待と認定した 事例、事実確認を継続と判断した事例について、必要な対応方針を決定します。いず れにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確 保」という目的を明確にした上で、事例の状況に応じて検討することが重要です。

- 〇虐待の有無の判断により虐待なしと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・ 継続的ケアマネジメント支援に移行します。
- 〇高齢者の生命や身体に重大な危険が生じる恐れがあると判断した場合は、早急に 介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。
- 〇措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関からの 情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。
- 〇いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

2. 4行政権限の行使等

(1) 立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じている恐れがあるにも関わらず、調査や 介入が困難な場合には、立入調査の実施について検討する必要があります。

ア、立入調査の法的根拠・要件

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている恐れがあると認められるときは、市長は、担当部局の職員や地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとされています(第11条)。

この「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」の要件は、十分な事実確認ができないことから立入調査の権限を行使するため、これまでの経過や関係機関からの調査の範囲において、要件があるかどうかを判断すれば足りるものであり、重大な危険が生じていることについての明確な根拠までを求めるものではありません。

たとえば、

- 〇本人の姿が長期にわたって確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、 本人の状態が危惧されるとき
- 〇過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき 〇本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるときなどです。

市長は、立入調査の際に必要に応じて適切に、高齢者の居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めなければならないとされています(第12条)。

また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処せられることとなっています(第30条)。

イ、立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、 警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要が あります。立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あ らかじめ立入調査を執行するための準備を綿密に行うことが必要です。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを 壊して立ち入ることを可能とする法律の条文はないため、親族や知人・近隣住民等の 協力を得て玄関を開けるように説得する、出入りする時間帯をチェックする、ドアを 確実に開けてもらうための手段や人物を介在させるなどの対応が必要になります。

ウ. 立入調査の要否の判断

市や関係者からのアプローチや親族・知人・近隣住民等を介しても養護者や高齢者とコンタクトがとれず、かつ高齢者の安否が気遣われるようなときには、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。

立入調査の要否を判断するための確認事項の例

1 訪問者

担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。

2 訪問場所

事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聴き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。

3 訪問日時

事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時 を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら 訪問するなどの工夫をしたか。

エ. 立入調査の事前準備

立入調査は、事前に綿密な準備を行い、立入調査のタイミングを慎重に検討し、 高齢者の状況や養護者等の態度など、様々な状況の予測を立て、同行者と役割分担、 対応、関係機関との連携などを具体的にシミュレーションしておくことが重要です。 不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行 うことも大切です。

また、立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要性はありません。

オ. 立入調査における関係機関との連携

○警察との連携

高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めなければならないとされています(第 12 条)。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受ける恐れがあるなど市職員だけでは職務執行をすることが困難で、警察の援助が必要である場合には、所轄の警察署長あてに援助依頼【警察への援助依頼様式 P107】を出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行うようにします。

○その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所と連携し、精神保健福祉相談 員の同行が考えられます。事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精 神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があり ます。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることも有効な場合があります。ただし、いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い、種々の 事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要となります。

カ. 立入調査の執行手順

- 〇立入調査を行う職員は、身分証明書を携帯します。
- 〇立入調査の執行にあたる職員
 - ・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
 - ・入院等の必要性を的確に判断する事のできる医療職の同行も有効です。
- 〇高齢者の生命や身体の安全確認と保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの 有無などを観察するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢 者から話を聴ける場合には、養護者から離れた場所で聴取します。

高齢者の居室内に不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者本人の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、実行に踏み切ります。

○緊急に高齢者と養護者の分離が必要でないと判断されたとき

緊急に高齢者と養護者とを分離することの必要が認められないときは、関係者の不安が調査で解消されてよかったということを率直に伝え、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。

(2) 高齢者の保護

ア、養護者との分離

〇保護・分離の手段

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段としては、契約による介護保険サービスの利用(短期入所、施設入所等)、やむを得ない事由等による措置(特養、養護、短期入所等)、医療機関への一時入院、市独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

イ、市による措置

高齢者虐待防止法では、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該 高齢者の保護を図るうえで必要がある場合に、適切に老人福祉法第10条の4(居宅 サービスの措置)、第11条第1項(養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホーム へのやむを得ない事由による措置、養護委託)の措置を講じることが規定されています。

市が、分離による高齢者の保護を必要とする場合、高齢者がサービス利用契約を締結することができない認知症高齢者であることや、養護者を恐れて明確な意思を表示しない・できない状態であることがあります。あるいは、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合や、分離後に養護者による連れ帰りのリスクが想定される場合等があるため、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、原則として、適切に「やむを得ない事由による措置」等の措置の適用を行う必要があります。

なお、同法第9条第2項の「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合と認められる高齢者を一時的に保護」とあるのは、あくまでも「例示」であるため、虐待対応として分離保護が必要な場合には、老人福祉法上の「やむを得ない事由による措置」等の市町村による措置を行うべきことが定められています。

① やむを得ない事由による措置を行う場合

「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による 介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市 長が職権により介護保険サービスを利用させることができます。利用できるサービ スは、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症 対応型共同生活介護、特別養護老人ホーム、看護小規模多機能型居宅介護(複合型 サービス)です。

② 養護老人ホームへの措置

市町村は、「65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」を養護老人ホームに入所させる措置を、必要に応じて講じなければなりません。虐待は、「環境上の理由」の「家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合」に該当します。

養護老人ホームが所在していない市町村であっても、他の市町村に所在する養護 老人ホームへの入所を措置することも可能です。

また、養護老人ホームは、定員の20パーセントの範囲内で契約による入所も可能であることから(「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組

の促進について」令和元年7月2日老高発 0702 第1号)、措置による入所だけでなく契約による入所についても検討することが必要となります。

③養護委託による措置(老人福祉法第 11 条第1 項第3号)

市町村は、「養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められるもの」の養護を「養護受託者」に委託することが老人福祉法第 11 条第 1 項第 3 号に規定されています。

「養護受託者」とは、「老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるもの」をいい、基本的には家庭に高齢者を預かることを想定しています。

この養護委託は、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており(「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」(昭和 62年1月31日社老第9号)、「等」に医療法人の長も含められると解されます。

虐待対応において、医療的処置(透析、胃ろう等)等が必要な高齢者の保護について、老人福祉法第 11 条第 1 項第 2 号に基づいた「やむを得ない事由による措置」は、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて受け入れ先がないなどの例がみられますが、基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うことになります。関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関の長や老人保健施設の長等を同法第 11 条 1 項第 3 号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

④虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

〇法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、 老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講 ずるものとされています(第10条)。

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

(指定基準の取扱い)

〇指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成11 年厚生省令第39号)(抄)第25条指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(報酬の取扱い)

〇指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (短期入所サービス 及び特定施設入居者生活介護に係る部分)及び指定施設サービス等に要する費 用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年 3月8日老企第 40 号)

第2の1(3)5

災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該 定員超過利用が開始した月(災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利 用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。)の 翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにも関 わらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じ た月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

⑤措置による入所後の支援

高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。措置後の居所、金銭搾取を回避 する金銭管理などの支援が必要です。

また、養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要です。

⑥措置による入所の解消の判断

- ○養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合
- 〇虐待の原因となる課題などの解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が 進められている場合
- ○介護サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

⑦面会の制限と解除

高齢者虐待防止法では、老人福祉法に規定される「やむを得ない事由による措置」が取られた場合、市町村長や養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、養護者と高齢者の面会を制限することができるとされています(第 13 条)。

面会制限の解除の判断は、高齢者に養護者との面会の意思があるか、高齢者の心身状態が客観的に安定しているか、養護者の高齢者への態度や生活態度が改善されてきたか等から、養護者と面会することによる危険性や弊害が、面会制限開始時点に照らして解消されたかどうかを総合的に検討して判断します。

面会制限の解除は、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を検討し、高齢者の安全を第一に考え、当初は職員等の同席で時間を区切って行うなど、段階的に面会方法に工夫をすることが必要です。また、保護場所を秘匿しておく必要がある場合には、施設とは別の場所で一時的な面会を行うなどの工夫も考えられます。

面会を行った際には、高齢者と養護者の状態が安定しているかどうか等、モニタ

リング・評価を行い、次の面会が可能かどうか、面会制限の継続の必要性、面会の 解除や措置の廃止が可能かどうか等を判断していきます。

○面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者本人の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

○施設側の対応について

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割分担が適切と考えられます。

○契約入所や入院等の場合

契約による施設入所や医療機関に入院した場合については、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。しかし、このような場合でも、市と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。

○施設入所者に対する家族等の虐待について

既に老人福祉施設等に入所している高齢者の親族等が、当該高齢者の年金等を使い込む、通帳を施設に渡さず必要な支払いが行われないなどの場合は、「養護者による高齢者虐待」として扱います。

○施設所在地と養護者の住所地が異なる場合

高齢者が入所している施設所在地と養護者等の住所地が異なる場合、基本的には 高齢者の居所のある市町村が対応することとし、関係する市町村へ情報提供を行い ながら連携して対応にあたることが必要となります。

(3) 成年後見制度の市長申立

高齢者虐待防止法でも、適切に市町村長による成年後見制度利用開始の審判請求 を行うことが規定されています(第9条)。 市町村長申立の場合には、基本的に、2親等内の親族の有無を確認することとされています、事案の緊急性が高く、2親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること、2親等内の親族である養護者への意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています(「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和3年11月26日老認発1126第2号)。

前述のように、虐待等の緊急事案においての親族調査は、申立てを行った上での 並行した戸籍調査の実施や意向調査の省略が可能であることから、 親族が申立てに 反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先し、市長申立を行うことが必 要です。

また、緊急性が高く審判がおりる前に高齢者の財産が侵害されるおそれがある場合は、審判前の保全処分を検討することも有効です。

(4)情報に関する保護対応

○住民基本台帳の閲覧等の不当利用の防止

各市町村長が事務を行う住民基本台帳の閲覧等について、高齢者虐待の被害者の 申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の閲覧等の請求は、各条項に おける要件を満たさない又は「不当な目的」[住民基本台帳法(昭和42 年法律第81 号) 第12 条第6項]があるものとして閲覧等が拒否されます。また、第三者からの請求に ついては、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本 人確認や請求事由の審査がより厳格に行われます。

○年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振り込み口座を変更し、 高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られていますが、政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律(平成26年法律第64号)により、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けている恐れのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、年金個人情報を提供できることになりました(平成26年10月1日施行)。

〇年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者は、①基礎年金番号を別の番号に変更する、②本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わない、ことが可能です。

○養護者の健康保険の被扶養者から外れる手続き

高齢者を分離保護した後、国民健康保険に加入するため、養護者が被保険者である健康保険の被扶養者から外れる手続きをする必要がある場合については、本来は被保険者からの届出に基づくものであるところについて、この場合には、被保険者から当該届出がなされなくとも、高齢者から、被保険者と高齢者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、高齢者虐待に関する相談・通報窓口等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護した旨の証明書を添付して、高齢者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、保険者において、高齢者を被扶養者から外すことが可能とされています(「被保険者等から暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」令和3年3月29日保発0329第1号)

○虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は 市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせ を送る対象から除外する措置を行うことができます。

2. 5初動期段階の評価会議

コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価する為、「初動期段階の評価会議」を開催します。

初動期段階の評価会議では、協議資料として【高齢者虐待対応評価会議記録票〔F 票〕 P100】を作成します。出席者は、関係する市職員と地域包括支援センター職員です。会 議では、目標・対応方法の変更の必要性、虐待の状況と高齢者の意向、養護者支援等に ついて協議し、今後の方向性を決定します。

初動期段階の評価会議の開催後は、対応段階に進みます。

2. 6対応段階

(1)情報収集と虐待発生要因・課題の整理

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因(リスク)の解消に必要な 支援を行います。この際も、情報提供の求めを受けた関係機関等(高齢者虐待対応協力者)は、第9条第1項に基づいて当該高齢者等の個人情報を提供することが可能です(個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等)。

①対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた 課題やニーズの明確化を目的として、【B票】【C票】を継続して活用し、情報収集を 行います。集めた情報は【D票】に集約します。

②虐待発生要因の明確化

収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、次にそれらの相互の関係性を みることで、虐待の発生の要因を明確にし、虐待解消に向けた課題が明らかになり ます。

- ③高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化
 - 高齢者本人の意思や希望、養護者・家族の意向について丁寧に把握し、高齢者が 安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・ 分析を行います。そのうえで、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについ て虐待対応ケース会議で検討し、終結までの計画的支援を行います。
 - ア. 継続した見守りと予防的な支援
 - イ、介護保険サービスの活用(ケアプランの見直し)
 - ウ.介護技術等の情報提供
 - エ. 専門的(医療、経済など)機関の支援
 - ②. ③は【高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(ケース会議)〔E 票〕】を使用します。

2. 7対応段階の評価会議

(1)情報の集約・共有化

状況の確認は、虐待事例の主担当者が訪問したり、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、「対応段階の評価会議」では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておくことも必要です。ておくことも必要です。 なお、高齢者虐待防止法第9条第1項に基づいて、市や関係機関の間で高齢者や養護者等の個人情報を共有することができます(個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等)。

(2)評価

評価は、虐待対応の終結まで定期的に虐待対応計画が予定通り実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援計画の見直しなどを「対応段階の評価会議」において繰り返し行います。

(3)対応段階における再評価

対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、 虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していく必要が あります。

(2). (3)は、【高齢者虐待対応評価会議記録票〔F票〕P100】を使用します。

2. 7 終結段階

虐待対応の終結は、評価会議(初動期段階の評価会議または対応段階の評価会議)に おいて判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、終結の判断がなされます。

虐待対応の終結のためには、「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となります。

具体的には、

- ① 高齢者が施設に入所することとなり、高齢者の生活が安定した場合
- ② 虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合
- ③ 高齢者が死亡した場合などが想定されます。

虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護業務としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援も大切であり、高齢者と養護者の関係性の再構築において、養護者を支援するにあたり、養護者支援を担う関係機関との連携が大切となります。ついては、終結を判断する評価会議において、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。

ただしこれは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

3. 養護者(家族等)への支援

3. 1 養護者 (家族等) 支援の意義

(1)養護者との間に信頼関係を確立する

高齢者を支援するためには、まず、高齢者の最も身近な存在である養護者と適切なコミュニケーションが行える関係作りを行い、相談・助言が行える体制を整えることが重要です。また、 そのためには、養護者に対しての定期的な声かけやねぎらいなどを行い、養護者との信頼関係を形成するように努めることが重要です。さらに、その場合は、養護者の担当者と高齢者の担当者を分けるなど、養護者、高齢者、それぞれの立場を擁護する支援体制を示すことも重要です。

(2) 介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

法に基づく対応状況等調査結果では、法に基づく対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因に高齢者の認知症の症状などを起因とした介護疲れ・介護ストレスや高齢者との人間関係などが例年上位を占めています。「1)養護者との間に信頼関係を確立する」でも触れたとおり、養護者への対応においては、虐待のリスクや危害の状況を注視しつつ、同時に、養護者自身がこれまで担ってきた介護、養護者の取り組んできた工夫など、養護者のもつストレングスにも目を向け、それをねぎらうなどの働きかけが重要です。こうした対話は、養護者の自己肯定感を高めるだけでなく、養護者と支援者の信頼関係の形成、虐待の未然防止等にも

有効であるといえます。

(3)養護者自身の抱える課題への対応

虐待発生の要因と直接的・間接的に関係する養護者の持つ疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合には、要因を分析するとともに 、支援目標を明確にし、それを支援計画に反映した上で、課題解決のための 働きかけを行います。なお、その際は、課題解決を行うために不可欠な関係機関の開拓、情報共有、関係機関との連携を充分にとり、養護者が必要な支援につながるための働きかけが重要です。また、虐待が解消した後も虐待の再発防止の観点から適切な関係機関によるモニタリングが不可欠となります。なお、課題分析を行う中で、ストレス軽減等のための支援が必要であると判断された場合は、介護保険サービスの利用によるレスパイトケアや各種地域資源の利用、介護講習会等や家族会への参加等による怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメント等のわかりやすいリーフレットの作成・配布、養護者等を対象としたシンポジウムの開催などの方法が有効な例もあります。

(4) 虐待の解消、本人の安心と暮らしの安全

援助開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者・ 家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

3.2 リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。 リスク要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢 者や養護者、家族の生活状況や、虐待のリスクを見極めるための重要な指標となりま す。

多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。よって、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

虐待リスク要因の例

	被虐待者側の要因	虐待者側の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	加齢や怪我によるADL	・ 介護負担による心身、経	
	(日常生活自立度) の低	済的なストレス	
	下	・ 養護者自身の疾病・障害	
	 • 疾病・障害がある	・ 依存症 (アルコール・ギ	
	• 要介護状態	ャンブル等)	
	・ 認知症の発症・悪化		
心理的要因	・ パワレス状態(無気力状	・ パワレス状態 (無気力状	・ 親族関係の悪さ、孤立
	態)	態)	・家族の力関係の変化(主
	・ 判断力の低下、金銭の管	・ 性格的な偏り	要人物の死亡など)
	理能力の低下		・ 介護の押し付け
	・ 養護者との依存関係		
社会的要因	言語コミュニケーション	・ 介護や家事に慣れていな	・ 暴力の世代間・家族間連
	機能の低下	V	鎖
	・ 過去からの虐待者との人	· 収入不安定、無職	・ 家屋の老朽化、不衛生
	間関係の悪さ・希薄・孤	・ 金銭の管理能力がない	・ 近隣、社会との関係の悪
	立	・ 借金、浪費癖がある	さ、孤立
	・ 公的付与や手当等の手続	・ 公的付与や手当等の手続	・ 人通りの少ない環境
	きができていない	きができていない	・ 地域特有の風習・ならわ
	介護保険料や健康保険料	介護保険料や健康保険料	L
	の滞納(給付制限状態)	の滞納(給付制限状態)	・ 高齢者に対する差別意識
		・ 高齢者に対する恨みなど	・ 認知症や疾病、障害に対
		過去からの人間関係の	する偏見
		悪さ	
		・ 相談者がいない	
		・ 認知症に関する知識がな	
		い(高齢・障害に対する	
		無理解)	
		・ 介護や介護負担のための	
		サービスを知らない	
		・ 親族関係からの孤立	

3. 3 養護者支援のためのショートステイ居室の確保

〇法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています(第 14 条)。

※高齢者虐待と定員超過の取扱いについては、P40 を参照

4 財産上の不当取引による被害の防止

1)被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や 関係機関を紹介することが規定されています(第27条第1項)。特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、 消費者安全確保地域協議会(自治体に設置されている場合)の活用、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口(基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局)を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

2) 成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合は、日常生活 自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。また、本人の判 断能力が不十分な場合は、前述した市長申立も活用しながら、高齢者の財産が守られ るよう、支援を行うことが必要です。

第3章 養介護施設従事者等による虐待への対応

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備

高齢者虐待防止法第24条では、「市町村が第21条第1項から第3項までの規定による 通報若しくは同条第4項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定 による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介 護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養 介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉 法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。」と規定しています。

そのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、高齢者虐待対 応担当部署と老人福祉法各担当部署、介護保険法各担当部署等が連携・協働して対応す る必要があります。

また、通報等があった当該養介護施設等の指定権限が都道府県にある場合、市町村は、 高齢者虐待防止法第22条第1項に基づき報告を行い、指定権限を有する都道府県と連携・協働して対応することが不可欠です。

1) 庁内関係部署との連携・協働

高齢者虐待対応においては、通報などが他部署に寄せられた場合、その内容を担当部署へ高齢者虐待防止法第21条に基づく通報として連絡し、必要な情報の提供及び高齢者の安全確認や養介護施設等への対応など、虐待対応の全プロセスにおいて庁内関係部署との連携が不可欠です。特に、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応担当部署が養介護施設等の指導監査業務を担当していない場合は、指導監査担当部署と連携・協働して対応する必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、高齢者の安全確保とともに当該養介護施設等における虐待の解消、虐待の事実確認、行政処分等の検討、再発防止を図るための運営改善に向けた支援・指導等を行うことが求められます。

2) 都道府県との連携・協働

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設等に対する指定権限に応じて、市町村と都道府県の連携・協働が重要です。

都道府県が当該養介護施設等に実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認

の実施や高齢者の保護、虐待の有無の判断、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待 対応の一連の場面で市町村と都道府県が役割分担を行い、協働で実施する必要がありま す。そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備して おくことが必要となります。

2. 相談・通報・届出への対応

(1) 通報等の対象

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています (第21条)。

通報等は、当該養介護施設等の所在地の市町村が受理し、事実確認を行うため、指 定権者が都道府県の場合は都道府県へ連絡し、事実確認の内容や方法等の協議を行う こととなります。当該養介護施設等所在地以外の市町村が相談・通報を受け付けた場 合は、当該養介護施設等の所在地の市町村に通報する必要があることから、通報者に 当該市町村へ通報することを案内するとともに、通報を受け付けた市町村として必要 な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報とあわせて養介護施設 等が所在する市町村へ通報します。

養介護施設等の指定権者である都道府県の担当部署に相談等があった場合は、その相談等を受理し、事実確認を行うことも可能ですが、当該養介護施設等所在地の市町村にも通報し、事実確認等の虐待対応を協働して行います。

なお、通報等の際には、虐待を受けたおそれのある高齢者等の氏名や、住所などの個人情報(要配慮個人情報を含む)を提供することになりますが、高齢者虐待防止法第 21 条の規定に基づいて、提供をすることが可能です(個人情報保護法第 27 条第 1項第 1 号及び第 69 条第 1項)。

ア. 都道府県及び市町村職員の守秘義務規定

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村職員や都道府県職員に対して守秘義務を課しています(同法第23条)。通報者や虐待を受けたおそれのある高齢者等に関する個人情報(要配慮個人情報を含む)や、虐待を行った疑いのある職員等に関する個人情報の取り扱いについては十分配慮するとともに、関係機関等に対しても個人情報の保護を遵守するよう求める必要があります。

イ. 通報者の保護

養介護施設従事者等が通報者である場合、通報者に関する情報の取り扱いは特に注意が必要であり、事実の確認に当たっては、通報の内容が虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、養介護施設等には通報者を特定させるものを漏らさないよう調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です(高齢者虐待防止法第23条)。

ウ. 通報等による不利益取り扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

- ① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者 等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、 養護者による高齢者虐待についても同様)(同法第21条第6項)。
- ② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を したことを理由に、解雇その他不利益な取り扱いを受けないこと(同法第21 条第7項)。

が規定されています。したがって、高齢者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取り扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。この規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

なお、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるもの(※)を除くこととされています。

高齢者虐待の事実がないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、第21条第1項から第3項までに規定する「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」に関する通報による不利益取り扱いの禁止等を規定する第21条第6項及び第7項が適用されないことになります。

(※)「過失によるもの」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の 通報」と解されます。

したがって、例えば、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐 待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。

一応の合理性とは、具体的には、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。

虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適 用対象とはなりません。 出典: 社団法人 日本社会福祉士会,市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,2011,p.36.

また、虐待を通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生していますが、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた法の趣旨に沿うものではありません。

通報受付時の留意事項

○通報者等への対応

通報者等に対して再度確認が必要な場合もあるため、通報者等の氏名や連絡先、連絡の可否や連絡方法などは確認しておく必要があります。また、市として行う一般的な対応の流れについて説明をします。

〇内部通報、匿名通報の場合

施設・事業所内関係者からの通報や家族等からの匿名による通報等の場合、通報者に関する守秘 義務によって通報者名が知られることはないことを伝え、通報等の内容の詳細を聞き取ります。

(参考) 公益通報者保護法における規定

公益通報者保護法でも、労働者(退職後1年以内の退職者を含む)又は役員が、事業者内部で法令違反行為(犯罪行為若しくは過料対象行為又はこれらにつながる行為に限る)が生じ、又はまさに生じようとしている旨を事業者内部、権限を有する行政機関、その他の事業者外部に対して所定の要件(※)を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

(※) 所定の要件

- 例)労働者が権限を有する行政機関への通報を行おうとする場合
- 以下①又は②のいずれかの要件を満たす場合
 - ①公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに 足りる相当の理由がある
 - ②公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、 かつ、所定の事項を記載した書面(通報者の氏名、住所、公益通報の対象とな る事実の内容や当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理 由等を記載)を提出すること

■公益通報者に対する保護規定

- ① 解雇の無効等
- ② 解雇以外の不利益な取扱い(降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら 雑務に従事させること、退職金の減給・没収等)の禁止等

エ. 受付記録の作成

通報等を受け付ける際は、可能な限り詳細・正確に聞き取ることで、その後の虐待 対応の検討をスムーズに行うことができます。虐待やその可能性のある通報等を聞き 洩らさないために、聞き取るべき項目について帳票の形に整理し、受付時に手元に置 いて活用できるようにしておくと効果的です。

3. 事実確認の準備と実施

(1) 通報内容の情報共有の実施、既存情報の収集と都道府県への情報提供の準備 高齢者虐待対応担当部署は、寄せられた通報等の内容について受付記録にまとめ、 部署内で情報共有を行い、当該養介護施設等や高齢者等に関する必要な情報及びそ の収集方法について整理します。

収集すべき情報 (例)

○虐待を受けたおそれのある高齢者に関する情報

高齢者が介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険認定調査や給付管理情報等から、必要となる情報を収集する。

性別、年齢、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度、疾病や障害等の有無や程度、主治医意見書、担当の介護支援専門員や利用している介護サービス事業所、家族状況、他

○通報等が寄せられた養介護施設・事業所に関する情報

- ・過去の指導監査の結果(市町村、都道府県)
- ・当該施設・事業所に関して寄せられた苦情や相談等(市町村、都道府県、国保連合会等)
- ・ 当該施設・事業所からの事故報告やそれに対する指導内容(市町村)
- ・その他、必要事項

都道府県が指定権者である養介護施設等の通報が寄せられた場合、市町村は都道府県へ連絡し、今後の対応の協議のための準備を行います。

2) 市と県による対応の協議

事実確認の準備段階で整理した情報を該当部署・関係機関等に照会し、その内容を確認します。事実確認等は基本的に通報等を受けた市が第一義的に行います。通報等に係る養介護施設等の指定権者が県の場合は、通報等を受けた市は、県に報告した上で今後の対応の協議を行い、事実確認を実施します。ただし、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案については、市及び県は迅速に対応することが

必要です。

県は、市から情報提供依頼があった当該養介護施設等の過去の指導監査結果や苦情等に関する情報について、老人福祉法担当部署や介護保険法担当部署などの庁内関係部署、また、必要に応じて国保連合会や運営適正化委員会などの関係機関等に対して照会し、市に情報提供を行うことにより、市と協働しながら対応します。

3) 事実確認の根拠について

ア. 法令による規定

高齢者虐待対応担当部署に寄せられた通報等の内容について、情報共有を行い、通報等の内容から高齢者虐待が疑われ、老人福祉法の規定にある「入居者の処遇に関し不当な行為や入居者の利益を害する行為」及び介護保険法の規定にある「人格尊重義務違反」に該当する可能性があると判断された場合は、老人福祉法及び介護保険法第90条の規定に基づく監査(※1)(以下「立入検査等」という。)による事実確認を行うことが基本となります。

老人福祉法及び介護保険法に基づく立入検査等

介護保険法 に基づく施 設・事業所	 ・居宅サービス:第76条 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
老人福祉法 に基づく施 設・事業所	・第 18 条 (老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老 人介護支援センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム) ・第 29 条第 13 項 (有料老人ホーム)

- (※1) 有料老人ホームについては、立入検査という。
- (※2) 健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有する ものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第112条(令和6年3月31日まで)

イ. 事実確認を実施するにあたっての留意点

事実確認に関する調査権限の行使としては、老人福祉法や介護保険法に規定されている立入検査等による事実確認が基本となります。特に介護保険法においては、「人格尊重義務違反」が規定されており、高齢者虐待はまさに高齢者の尊厳を踏みにじる人格を否定する行為と言えます。ただし、事実確認の契機となる通報等の内容は多種多様であり、通報等の内容から、高齢者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合は、立入検査等による事実確認

が必須ですが、寄せられた通報等の内容や当該養介護施設等の状況など、既存の情報等を踏まえ、個別事案に応じて事実確認の根拠を検討することも必要です。

立入検査等以外には、介護保険法第23条、第24条に基づく運営指導(※)(以下「運営指導」という。)及び老人福祉法第5条の4第2項を併用して事実確認を行うことも可能であり、養介護施設等へ直接訪問して行います。

ただし、この場合は、あくまでも当該養介護施設等の応諾・協力のもとに行われることが前提となりますが、明らかに高齢者虐待が疑われる際や、当該養介護施設等の協力が得られない、あるいは事実の隠蔽や虚偽報告等が疑われる際は、行政処分の可能性を視野に入れ、運営指導から直ちに立入検査等に切り替えて事実確認を行う必要があります。なお、事実確認の実施方法の判断は管理職を含めて行います。

(※)「介護保険施設等の指導監督について」(令和4年3月31日老発0331第6号)の別添1 介 護保険施設等指導指針で示している運営指導のことを指します。

ウ. 事実確認における個人情報の取り扱いについて

通報を受け付けた自治体が事実確認を行う時に扱う情報には、高齢者や養介護施設従事者等の要配慮個人情報を含む個人情報が含まれます。

虐待の事実確認のための調査権限としては、例えば虐待が発生した施設が特別養護老人ホームの場合、高齢者虐待防止法第24条を受け、介護保険法第90条に基づく立入検査等に基づく事実確認、あるいは介護保険法第23条、第24条に基づく運営指導等による事実確認を実施、有料老人ホームの場合は、老人福祉法第29条第13項に基づく立入検査等による事実確認により実施することとなります。

また、行政機関等(例えば庁内の他部署や他市町村、都道府県)が立入検査等によって、高齢者や虐待者等の個人情報を保有するに当たっては、法令(条例を含む。)の定める所掌事務または業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を特定した上で、特定された当該利用目的の範囲内において、当該行政機関等から高齢者虐待対応担当部署に対し、高齢者や虐待者等の当該個人情報を利用・提供することが可能です(個人情報保護法第61条第1項、第69条第1項)。

なお、市町村が当該有料老人ホーム等や医療機関等の関係者・関係機関等(事業者)に事実確認及び指導を行う場合は、高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第5条の4第2項第1号「老人の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること」に基づき事実確認を行い、同項第2号「老人の福祉に関し、必要な情報の提供を行い、並びに相談に応じ、必要な調査及び指導を行い、並びにこれらに付随する業務を行うこと」に基づき、事実確認及び指導を行うことが可能です(個人情報保護法第27条第1項第1号、第69条第1項等)。

4) 事前連絡

事実確認を行う際は、事前に当該養介護施設等へ立入検査等を実施する旨の連絡をすることで、正確な調査が阻害されるなどの弊害も考えられることから、事前連絡については慎重に検討する必要があります。

また、立入検査等による事実確認を実施する場合は、証拠隠滅等を防ぐため、事前に連絡する必要はなく、立入検査等の開始時に、根拠規定、日時及び場所、担当者、立入検査等の対象養介護施設等の出席者(役職名等で可)、必要な書類等、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等による罰則規定等を記載のうえ、通知を行います。なお、証拠保全や通報者保護の観点からも、立入検査等による事実確認を実施する理由は、伝える必要がありません。

一方、運営指導等による事実確認を実施する場合は、事前に、運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、運営指導担当者、養介護施設等の出席者(役職名等で可)、準備すべき書類等、当日の進め方、流れ等(実施する運営指導の形態、スケジュールなど)を通知することが原則必要ですが、あらかじめ通知したのでは当該養介護施設等の日常における状況を確認することができないこともあるため、当日や直前に上記の内容を通知し、連絡から時間を空けずに運営指導による事実確認を実施することが必要です。ただし、あくまでも養介護施設等の任意の協力を前提に行われる行政指導であることに留意が必要です。

5) 高齢者等の保護先の確保

通報等の内容や収集した関連情報から、高齢者の保護が必要と考えられる場合は、 あらかじめ施設や医療機関等に対して一時保護が可能となるよう受け入れ調整を行 うことが必要です。また、事実確認で高齢者の安否確認をした結果、保護が必要と 判断される場合もあります。

また、高齢者の一時保護場所やその後の生活場所の確保については、通常時から 準備を行っておくことが必要です。高齢者を一時保護する必要が生じた場合は、家 族へ状況を説明し、同意や協力を求めることも必要です。

6) 事実確認の実施体制

事実確認の実施に向けた準備段階においては、事実確認の準備で通報者等から得た養介護施設等の種別や規模、職員勤務体制(夜勤体制を含む)等の情報を整理し、事実を確認する対象範囲や調査参加メンバー、役割分担を確定していくことが必要です。

ア. 調査実施日時

事実確認の実施にあたっては、準備に時間を掛け過ぎることなく、当該養介護

施設等に対して速やかに実施することが求められます。

また、夜間のみ居室に施錠して高齢者を閉じ込めるといった通報内容の場合は、 夜間に事実確認を行うなど、実施する時刻についても検討が必要となることもあ ります。

事実確認までの時間が掛かり過ぎることによる弊害

- ・高齢者が亡くなったり、容態悪化によって面接や事実確認が困難になるおそれ。
- ・高齢者が他施設等へ転居するなど、事実確認が困難になるおそれ。
- ・時間経過に伴いアザや外傷等が消えてしまい、通報等の内容確認ができなくなるおそれ。
- ・虐待等を行った職員が退職するなど、当該職員への事実確認が困難になるおそれ。
- ・財産等搾取の場合、被害額が拡大するおそれ。など

イ. 参加メンバー

当該養介護施設等に対する事実確認においては、高齢者の安否や心身状況の確認、職員等への面接、各種記録等の確認などを行う必要があります。そのため、事実確認には高齢者虐待対応担当部署及び老人福祉法担当部署、介護保険法担当部署から調査の責任者や職員が参加するとともに、保健師等の医療職、社会福祉士等の福祉専門職などの参加が必要となります。

なお、養介護施設等への事実確認は一度で終了しない場合もあり、複数回実施する必要があることを念頭におく必要があります。ただし、初回の調査では高齢者の安否確認・安全確保を最優先で行うことが求められることから、高齢者との面接等によって心身状態が確認できる職員(医療職等)を必ず同行させる必要があります。

ウ. 事実確認の進め方と役割分担

養介護施設等に対する事実確認を実施する場合、「7)事実確認の実施手順、確認事項」で示す事項を行う必要があります。そのため、参加メンバーの中で各業務を担当する職員を決めておく必要があります。

なお、対象となる養介護施設等の規模によっては、確認する資料や面接を行う 者の数が多くなり、調査時間が不足することも考えられ、調査が複数回に渡ることも念頭におき、タイムスケジュールを組むことが必要です。

7) 事実確認の実施手順、確認事項

ア. 調査目的の説明と調査協力の依頼

事実確認を立入検査等で実施する場合、立入検査等の開始時に通知を交付して、根拠規定等が記載されている当該通知の内容を説明し、当該養介護施設等に調査への協力を依頼します。高齢者虐待防止法第24条を受け、運営指導及び老人福祉法第5条の4第2項に基づいた事実確認では、調査対象となる養介護施設等に対して、高齢者虐待に関する通報等に基づく事実確認であることを明確に伝えた上で、各種調査を実施することを基本としています。ただし、状況によっては目的を明確に伝えず事実確認を実施することが望ましい場合もあると考えられます。その際には、養介護施設等に対する説明内容を検討しておくことが必要です。

イ、高齢者、他の利用者への面接・確認事項

事実確認を行うにあたり、高齢者の心身状態や安全の確認を行うことが最も 重要です。対象となる高齢者に直接面接して生活状態や心身状態を確認すると ともに、通報等の内容に関する事実の確認を行います。

事実確認の準備段階においては、具体的に確認する事項の一覧表を作成し、 その項目に関連する質問内容を準備します。

① 高齢者の安全確認、心身の状態把握

高齢者への面接調査では、まず高齢者の安全や心身の状態を、目視や健康管理記録等で確認することを優先します。また、高齢者が怯えていたり、不安な状態にないかを観察して高齢者の精神状態を把握することも必要です。

高齢者が健康を損ねていたり、高齢者の安全確保が困難な状況にある場合には、早急に一時保護または医療機関への入院の手続きを行います。

② 通報等の内容に関する事実確認

高齢者への面接は、原則として養介護施設等の職員が立ち会わない状況で行い、通報等の内容に関する事実確認を行います。

コミュニケーションが困難な高齢者に対しては、質問時の表情やしぐさ、居室内外の環境等を注意深く観察し、通報等の内容を検討することが必要です。

③ 高齢者の希望や意向の確認

高齢者は、自身の生活やサービス提供内容に対する希望や意向を持っていることも考えられることから、面接では、高齢者の希望や意向を汲み取れるよう十分配慮しながら質問を行うことも必要です。

※訪問系・通所系事業所利用者の場合、高齢者への面接は自宅訪問や利用している通所系事業所等での実施が考えられます。特に自宅訪問で面接を行う場合には、担当の居宅介護支援専門員等に高齢者以外に必要な調査対象者を確認しておくことも必要です。

④ 他の利用者への面接調査

当該高齢者以外の利用者に対しても虐待や権利利益の侵害等が行われている

可能性も考えられることから、可能な範囲で他の利用者に対しても面接調査を 行い、安全確認や心身の状態把握を行うことが望まれます。

ウ、当該養介護施設従事者等への面接・確認事項

当該養介護施設従事者等に対する面接調査では、通報等の内容に関する確認や 高齢者への介護内容を確認するとともに、養介護施設等としての高齢者虐待防止 や事故防止への取組状況や職員の意識、業務に対する負担感などを確認する必要 があります。

事実確認の準備段階で具体的に確認する事項の一覧表を作成し、その項目に関連する質問内容を準備します。なお、管理職と一般職員の意識や取組に差がみられることもあることから、当該養介護施設従事者等への面接調査では、管理者層(事業所長等)や現場責任者(介護主任やフロア責任者等)、一般職員に分けて質問内容を準備する必要があり、職員の様々な勤務形態(短期間勤務者や夜勤専門)を踏まえ、調査方法を検討しておくことも必要です。

また、事実確認では、虐待の事実だけでなく虐待発生の背景となっている当該 養介護施設等の問題を明らかにするための確認も行います。事実確認の結果、改 善指導や行政処分を検討する根拠として必要となります。

なお、通報等の内容や養介護施設等の規模、職員の勤務形態等を考慮して、適切な体制や方法で行うことが望まれます。

※事実確認の実施時における不在の職員への対応

面接が必要な職員の中には、調査当日に不在にしている職員もいます。その職員に対しては、後日、事実確認を実施することが必要です。

エ、各種記録等の確認

各種記録等の確認では、高齢者に関する記録等から通報等の内容に関連する記載(記録の有無、内容等)を確認するとともに、通報等の内容以外で虐待が疑われる事案が発生した背景要因を確認する必要があり、訪問系サービス事業所の場合には高齢者宅に残されている介護記録等の確認も必要です。

なお、通報等の内容や適切とはいえない行為等に関連する記載があった場合は、 その書類をコピーするなどの方法で記録を残しておきます。

さらに、高齢者の介護記録等とともに、利用者全員に関係する記録類、虐待を 行った職員(疑いを含む)に関する記録類、養介護施設等における虐待防止の取 組状況(虐待防止委員会の活動及び身体拘束適正化委員会の活動、虐待防止及び 身体的拘束等適正化のための研修実施・受講状況等)についても確認を行います。

各種記録等から確認すべき事項

- ○通報等の内容に関する記録の有無と内容(いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか、通報等の内容の事実を確認したり虐待の有無を特定したりするための情報確認)
- ○通報等の内容以外に、高齢者への虐待や権利利益の侵害に該当する行為が行われていないか、適切とはいえない介護等が行われていないか、苦情や事故への対応が適切に行われているか
- ○虐待防止の取組状況(虐待防止委員会の活動及び身体拘束適正化委員会、虐待防止及び 身体的拘束等適正化のための研修実施状況、指針の有無、虐待防止担当者の活動等)

なお、身体拘束廃止未実施減算の対象施設等において、身体的拘束等を行うに当たって、「その様態及び時間」、「その際の利用者の心身の状況」、「緊急やむを得ない理由」を適切に記録していない場合、及び、運営基準に基づく3つの措置(適正化委員会の実施、適正化のための指針整備、適正化のための研修実施)が行われていない場合は、減算の対象となります(身体的拘束等については、「第 I 章 1. 2 「高齢者虐待」の捉え方 3)身体拘束に対する考え方」を参照)。

オ. 養介護施設等の状況把握、点検

高齢者の居室やフロア内、浴室やトイレ、廊下などを確認し、居室の配置や衛生面、虐待につながるおそれのある構造上の問題はないか等をチェックし、養介護施設等全体の様子を観察します。

特に、高齢者のアザ等に関する通報等の場合は、何によってできた可能性があるのかを推測しながら点検することも必要になります。

- 〇高齢者の居室の配置 (フロア見取り図)
- ○高齢者の居室内の物品等の配置、衛生状態
- ○フロア内、浴室、トイレ、廊下等における物品等の配置、衛生状態、構造上の問題等 なお、事実確認を行うにあたっては、養介護施設等の全体状況を把握すること が必須であるため、養介護施設等への訪問後の早い段階で実施することが望まれ ます。

カ. 事実確認終了時の対応

① 調査結果の確認

高齢者や職員への面接調査、各種記録等の確認が終了した時点で、参加メンバー全員で調査から明らかになった事項を確認します。

特にこの時点では、現在の状態で高齢者の安全確保が可能かどうかを重点的に検討する必要があります。高齢者の安全確保に問題がある場合には、早急に

高齢者虐待対応担当部署の管理職や一時保護施設と連絡を取り、高齢者を保護 する手続きを行います。

また、通報内容の事実がどの程度確認できたのか、通報内容以外に適切ではない行為等が行われていないか等の調査結果の整理が必要ですが、これは帰庁後に行っても構いません。

調査結果が確認された時点で、調査責任者は、高齢者虐待対応担当部署の管理職に連絡を取り、調査結果の概要を報告します。

② 当該養介護施設等への調査結果報告、今後の手順の伝達

事実確認の終了時に、当該養介護施設等の管理者等に対しては、調査結果の詳細は後日文書にて通知すること(ただし、行政処分を行う場合はその通知文書に代えることが可能)に加えて、虐待や権利利益の侵害に該当する行為が認められた場合には虐待等の行為を行った職員の勤務体制の見直しを含めた再発防止の措置を行うことなど、高齢者の安全確保に取り組むよう口頭で指導します。

なお、一度の調査では十分な確認ができなかった場合や、調査の中で新たに確認すべき事項が発生した場合等は、時間を空けることなく再度調査を実施することが必要です。

キ. 関係者・関係機関等からの情報収集

虐待の有無の判断は、養介護施設等に対する報告徴収の権限に基づく立入検査等の一環として、関係者・関係機関等に対する質問を通じて、情報を収集し、内容を確認して行います。

高齢者が医療機関を受診していた場合は、当該医療機関の医師等から受診時の 状況や怪我等が発生した原因の可能性について聞き取りを行います。また、高齢 者が他の居宅サービスを利用している場合は、その事業所の管理者等からも高齢 者の状況等に関する聞き取りを行います。

養介護施設等への訪問調査と同様に、関係者・関係機関等からの情報収集も重要であることから、十分な調査を行います。なお、関係者・関係機関等から情報収集を行うための理由の伝え方次第では、当該養介護施設等の風評被害につながる可能性があることに十分に留意します。

8) 事実確認結果の整理、調査報告書の作成

事実確認の結果の確認作業では、最初に調査の責任者が、どのような調査を行ったのか概要を説明し、当日の養介護施設等側の対応状況等について報告します。

次いで、各調査の担当者から確認した内容と結果を順次報告します。報告の際に

は、調査で確認した内容ごとに各担当者から報告することで、調査結果が整理しや すくなります。

調査で確認された事項は、調査報告書に整理します。なお、調査報告書では調査で確認できた事項、確認できなかった事項を明確にすることが必要です。

3. 1 虐待の有無の判断、緊急性の判断、課題の整理、対応方針の決定

1) 虐待対応ケース会議の開催

事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定は、事実確認に参加した養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署職員(管理職含む)、介護保険担当部署職員及びその他関連するメンバーによる「虐待対応ケース会議」で行います。

虐待の有無の判断は、虐待の定義類型に照らして慎重に検討する必要があります。 緊急性の判断を行い、必要な場合は高齢者の保護を行います。このような判断等の 前提として、高齢者虐待防止法第24条を受け、立入検査等の事実確認によって得ら れた個人情報(要配慮個人情報を含む)を、老人福祉法第5条の4第2項に基づき、 立入検査等の事実確認によって得られた個人情報(要配慮個人情報を含む)を虐待 対応ケース会議において共有することができます(個人情報保護法第69条第1項)。

2) 虐待の有無の判断

ア. 高齢者虐待の有無を判断するために明らかにすべき事実

養介護施設従事者等による高齢者虐待の有無の判断にあたっては、法律の定める養介護施設等の業務に従事する者が、その養介護施設に入所し、あるいは養介護事業を利用する高齢者に対して虐待行為を行ったことを事実によって確認することが必要です。

虐待の有無の判断では、基本的には、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰から」、「何をされたのか」を事実確認の結果に基づき可能な限り特定することが必要です。

養介護施設等においては、介護記録をはじめとする様々な記録等が存在しますが、通報等において、明らかにすべき事実が特定されている場合は、その内容が聞き取りや記録によって確認できるかどうかを調査し、事実の有無を判断していくことになります。

しかし、通報等の内容によっては、虐待の内容が曖昧で、明らかにすべき事実が特定されていない場合があります。その場合は、事実確認において、何を特定すべきであるかについて整理していく必要があります。

養介護施設等における虐待は、密室性が高いため、事実確認によって「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰から」、「何をされたのか」の全てを特定できるとは限りません。例えば、「いつ」、「どこで」については、厳密に日時や場所を特定できない場合であっても、ある一定の期間内や範囲で行われたことを特定することができれば、虐待有りと判断できます。

また、1回の事実確認で、明らかにすべき事実が特定できるとは限らないことから、この場合は、事実確認を継続して実施することが必要になります。

イ. 虐待の有無の判断にあたっての総合的判断

虐待の有無の判断は、事実確認によって明らかになった事実を総合的に判断して行います。事実確認においては、虐待を行った者から聞き取りができなかったり、行為者や当該養介護施設等が否定していたりする場合もありますが、その事実のみをもって虐待の判断ができないとするのではなく、高齢者や他の利用者、他の養介護施設従事者等らの聞き取りや記録によって虐待があったと判断することが可能です。

老人福祉法に規定する養介護施設等における虐待は、「入居者の処遇に関し不当な 行為や入居者の利益を害する行為」、介護保険法に規定する養介護施設等における虐 待は、「人格尊重義務違反」に該当します。

また、虐待対応ケース会議で行う虐待の有無の判断においては、その時点で確認された事実に基づき判断することになることから、判断する根拠が不明確な場合は、「判断に至らない」等として曖昧にするのではなく、事実確認を継続した上で根拠のある判断を行い、当該養介護施設等に改善を求めることが必要です。

虐待の有無を判断する際の考え方・方法

〇行われた行為のみでなく、高齢者の尊厳、心身や生活への影響という視点で捉える

高齢者に対して行われた行為だけをみれば、虐待とまではいえない場合であっても、その行為 が高齢者の身体面、精神面、行動面に対して何らかの悪影響を及ぼしていないか(あるいは及ぼ すおそれはないか)、それによって高齢者の権利利益が侵害されていないかという視点で検討する ことが必要です。

○専門職や関係機関等からの意見を踏まえて総合的に判断する

高齢者に対して行われた行為が、虐待に該当するかどうか判断に迷う場合には、市町村が構築している高齢者虐待防止ネットワーク等に参画している法律専門職、医療関係者、学識経験者など複数の専門職や都道府県などの関係者・機関を交えて検討し、総合的に判断することが望ましいと考えられます。

なお、虐待有りと判断した場合は、老人福祉法や介護保険法に基づく行政上の措 置の検討を行うため、虐待と判断した根拠を記録等で整理しておくことが必要です。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」

第2条第5項に基づく高齢者虐待の解釈について

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「法」という。)第2条第5項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施したうえで同条第5項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- ・ 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願い致します。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

出典:「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第2条第5項に基づく高齢 者虐待の解釈について」平成22年9月30日付老推発第0930第1号

3) 緊急性の判断と対応

ア. 高齢者の保護

事実確認の結果、虐待の事実が有ると判断し、高齢者の生命または身体に危険が生じているおそれがある場合には、当該高齢者等の保護や医療機関への受診や、入院等の緊急対応の必要性を判断することが必要です。特に、当該養介護施設等において、高齢者の安全・安心な生活が確保できない場合は、やむを得ない事由による措置等によって早急に高齢者を保護したり、医療機関の入院につなげる必要があります。

イ. 養介護施設等への対応

再発防止の観点から、養介護施設等に対しては、当日の行為者のシフトを変えることや、代替職員を探す、あるいは警察への通報が必要になるなど、その場で可能な対応を行う場合があります。

4) 深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、 法に基づく対応状況等調査で使用している指標です。

深刻度の定義は、「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」であり、深刻度を 判断する時点及び判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断 と同様に複数名により、組織として検討するものです。また、深刻度の区分は、4(最重度)、3(重度)、2(中度)、1(軽度)の4段階として、虐待の程度(深刻度)計測フローの活用等により判断することとなっています。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1 (軽度)	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2 (中度)	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3 (重度)	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4(最重度)	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機 的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

令和2年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」 報告書

(令和3年3月、公益社団法人 日本社会福祉士会)。

5)対応方針の決定:高齢者への対応

高齢者を保護する必要性がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」を適用するなど、「3)緊急性の判断と対応」における対応を行います。

また、高齢者の安全が確認された場合であっても、経済的虐待等によって金銭や 財産等の搾取が継続するおそれがある場合には、成年後見の申立てを行うなど適切 な対応を図る必要があることから、高齢者が安心して生活できる環境を整えるため にも、迅速な対応が行う必要です。

6) 対応方針の決定:養介護施設等への対応

ア. 指導内容の検討

立入検査等による事実確認の結果を踏まえた適切な措置の検討の結果、指定取 消処分以外の措置(指定の効力の全部又は一部の停止に限る。)を行う場合や、指 定基準に違反する行為等が認められた場合には介護保険法の規定に基づく改善指 導の実施を判断します。

有料老人ホームについては、状況に応じ、改善指導や老人福祉法に基づく改善命令等の実施を判断します。

特に、養介護施設従事者等による虐待に該当する行為等が明らかとなった場合には、当該養介護施設従事者等が虐待を行った要因や、養介護施設等側の取組及び管理運営面の問題に加えて、発生事案に対する養介護施設等の適切な対応の有無等を検討する必要があります。

改善指導において最も重要な視点は、虐待を行った養介護施設従事者等の処分

で終わらせないことです。つまり、実際に虐待を行ったのは、特定の者であるが、その者が虐待を行う背景に養介護施設等の組織運営上の課題があります。よって、虐待対応ケース会議において、虐待が発生した要因や組織運営上の課題を明らかにし、その課題を改善するための養介護施設等自らの取組を促進していくことが重要です(「第Ⅲ章 2.4 虐待の発生要因・課題の整理」参照)。

イ、調査結果及び指導の通知、改善計画書の提出要請

養介護施設等に対して、事実確認の結果と改善が必要と考えられる事項を整理 して通知するとともに、期限を定めて指導内容に準じた改善計画書の提出を求め ます(改善計画書の提出期限は1か月以内が望ましいと考えられます)。

養介護施設等に対して調査結果や改善が必要な事項を伝える際には、指導内容の主旨を徹底するため、直接説明することを基本とし、手渡すようにします。

また、改善計画には、虐待が発生した要因の分析や再発防止に向けた実効性のある具体的な取組を盛り込みます。改善計画の作成にあたっては、経営者・管理者層だけでなく、一般職員も含めて関わり、現場の実態を踏まえた実効性のある計画とする必要があります。なお、外部委員を含む虐待防止委員会の定期開催等による改善取組の担保と定期的な評価の仕組みについても十分検討するよう伝える必要があります。

7)対応方針の決定:通報者への対応

基本的に、通報者に対する行政機関からの報告義務はありません。ただし、事情によって報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報・法人情報、守秘義務の取り扱いに十分配慮した上で、可能な範囲で報告します。

また、通報等を行ったことにより通報者等が不利益を被っていないかどうかを確認する必要があります(当該養介護施設従事者等の解雇その他の不利益取り扱い、退去要請や嫌がらせ等)。通報者等が不利益を被っていた場合には、当該養介護施設等に対して法に規定する通報等による不利益取り扱いの禁止について説明することが必要です。

8) 県への報告、対応内容の検討

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません(第22条)。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、県と市で協議し、報告ルールを定めておくことが必要です(通報等が寄せられた段階で、必ず県に連絡し、情報共有と対応を協議している地域もあります)。

都道府県に報告すべき事項 (厚生労働省令で規定)

- ①虐待の事実が認められた養介護施設等の情報(名称、所在地、サービス種別)
- ②虐待を受けた高齢者の状況(性別、年齢、要介護度、障害高齢者日常生活自立度、認知症高齢者日常生活自立度、その他の心身の状況)
- ③確認できた虐待の状況(虐待の種別、内容、発生要因)
- ④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
- ⑤市町村が行った対応(虐待認定日等)
- ⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告) 例

本件は、当市において事実確認を行った事案						
□ 養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。						
□ 特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要があ						
る事案である。						
□ 更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。						
1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別						
- 名 称 :						
・サービス種別 :						
<u>(</u> 事業者番号:						
・所 在 地 :						
2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階	经路					
	拟、					
日常生活自立度及び要介護度その他の心身の状況						
性 別						
要支援 1 2 要介護度等 要介護 1 2 3 4 5						
その他						
認知症高齢者の						
日常生活自立度 自立 I II a II b III IV M						
障害高齢者の 自立 J A B C						
日常生活自立度						
心身の状況						
※ 該当する番号を記載すること 1 65 - 60 ** 2 70 - 74 ** 2 75 - 70 ** 4 90 - 94 **						
1 65~69 歳 2 70~74 歳 3 75~79 歳 4 80~84 歳 5 85~89 歳 6 90~94 歳 7 95~99 歳 8 100 歳以上						
2 00 00 3, 3cm 1 3cm 1 3cm 2 1 100 00 3cm						
3 虐待の種別、内容及び発生要因						
身体的虐待 介護・世話の放棄・放任						
虚待の種別 心理的虐待 性的虐待 経済的虐待						
その他()						
	\dashv					
虐待の内容						

	判	断	日*	令和	年	月	日	*虐待有りと判断した日	
4		を行	った巻ん	 个護施設従事者	等の氏名	生年日日乃	7、ド職種		
'			<u> </u>		140000	生年月日			
					L =				
	(資格を	有す	「る者につ	ついてはその資料	各及び職名を、	、その他の者に	については	は職名及び職務内容を記載すること)
5	市が	行つ	た対応						
		施記	役等に対	する指導					
		施討	役等から	の改善計画の	提出依頼				
	口 虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導								
	口 (主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告・命令・処分								
		その	の他(具体	本的に記載する	らこと)				_
									<u>ノ</u>
6	虐待	を行	った養介	个護施設従事 者	1等において	·改善措置が	行われて	いる場合にはその内容	
		施記	殳等から	の改善計画の	提出				
		介語	蒦保険法	の規定に基づ	く勧告・命	令等への対応	រ		
		その	の他(具体	本的に記載する	ること)				
									ノ
	高齢者	虐待	寺の防止	、高齢者の養	護者に対す	る支援等に関	目する法律	津第 22 条第 1 項の規定に基づ	き、
L	上記の通り報告する。								
	令和]	年	月	日				
	OC	0	都道府	県(担当課名))				
								市	長名
								<u> </u>	

(注) (※)印の項目については、不明の場合には記載しなくてよい。

3. 2 虐待発生要因・課題の整理

虐待が発生した養介護施設等に対する再発防止に向けた指導内容を検討するため、 虐待が発生した要因の分析や課題整理を行う必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員のみにその原因を求められるものではなく、ましてや利用者の属性に帰結されるものでもありません。虐待が発生する要因として、組織運営面における何らかの問題が、職員の行動に影響を及ぼしていると考えられます。

法に基づく対応状況等調査によれば、虐待を行った職員個人の要因として「虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」、「高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」、「ストレス・感情コントロール」、「倫理観・理念の欠如」等の回答が上位を占めているが、これらの多くは養介護施設・事業所における職員育成体制や労働環境、チームケア体制等が背景にあることが容易にうかがえます。

また、虐待を行った職員の要因とともに、組織運営上の課題として、「職員の指導管理体制」をはじめ、「虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組み」や「チームケア体制・連携体制」の不十分さ、「研修機会や体制」、「職員が相談できる体制」等の不十分さが指摘されています。さらに、運営法人・経営層の課題としては、営層の「現場の実態や理解の不足」、「虐待や身体拘束に関する知識不足」、「業務環境変化への対応取組」の不十分さ等も指摘されています。これらの経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。

法に基づく対応状況調査による虐待発生要因の上位項目

虐待を行った職員の課題(上位項目)

- ・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足
- ・職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足
- ・職員のストレス・感情コントロール
- ・職員の倫理観・理念の欠如 等

組織運営上の課題(上位項目)

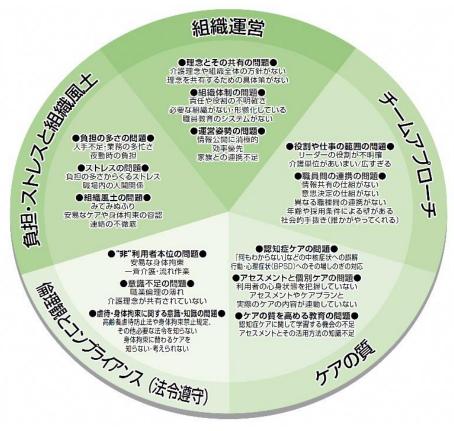
- ・職員の指導管理体制が不十分
- 虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組みが不十分
- ・チームケア体制・連携体制が不十分
- ・職員研修の機会や体制が不十分
- ・職員が相談できる体制が不十分 等

運営法人・経営層の課題(上位項目)

- 経営層の現場の実態理解不足
- ・経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足
- ・業務環境変化への対応取り組みが不十分 等

先行研究では、養介護施設等における高齢者虐待の背景要因として、「組織運営」(組織運営は健全か)、「負担・ストレスと組織風土」(負担・ストレスや組織風土の問題はないか)、「チームアプローチ」(チームアプローチは機能しているか)、「倫理観とコンプライアンス」(倫理観を持ち、コンプライアンス(法令遵守)を考えているか)、「ケアの質」(ケアの質は保たれているか)の5つの次元に分けて整理しています。

これらの背景要因は、必ずしも直接的に虐待を生み出すわけではないものの放置されることでその温床となったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることもあること、また、これらは必ずしも独立した要因ではなく、相互に関係している場合が多くあることが指摘されています。



出典:「養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因(社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター, 2008, p.17)。」

これら5つの次元ごとに虐待発生予防のポイントや、関連するキーワードから具体的な取組内容例も整理されています。これらは、虐待が発生した背景要因を養介護施設等の組織運営面や経営的側面から検討し、再発防止に向けた改善指導を行う際にも参考になる視点です。虐待を行った職員個人の問題に帰することなく、経営や組織運営面の課題を含めて改善指導を行うことにより、より実効性の高い再発防止の取組につながります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント

課題1 組織経営に課題がある ☑予防のポイント 背景・要因 ●組織設立の理念や組織目標が共有されていない □組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている \Rightarrow ●利用者の立場を考えた組織になっていない □組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している ●経営責任が果たされていない □職員を支援する仕組みを整備している 口苦情を受けつけ対応する体制が整備され周知されている 課題2 チームケアが上手くいっていない 背景・要因 ☑予防のポイント ●ケアはチームで行うという意識が薄い 口それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている ●連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職 □職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている □話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする 員の人間関係維持に向いている □チームケアの目的を確認している □管理職は職員がチームケアの成功体験をできるようにする □ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用している 課題3 提供するケアに課題がある 背景・要因 ☑予防のポイント ●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十分で □認知症の利用者のアセスメント方法や認知症ケアの方法を はない 知っている ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行われ ロー人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプラン を作成している 口職員の経験に応じた教育システムができている ●一人ひとりの利用者に合わせたケアが提供され ていない 口ケアに関する相談をしやすい環境、体制ができている ●ケアの質を高める教育が十分でない 口他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある □外部研修の伝達が十分になされている 課題 4 必要な倫理や守るべき法令が理解されていない 背景・要因 ☑予防のポイント ●人を支援することの意味を考える機会がない □ケアになぜ倫理観が必要か理解している ●虐待・身体拘束に関する意識・知識が不足して □**何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか**知っている いる 口虐待防止や身体拘束廃止の具体的な方法を知っている □**虐待防止や身体拘束廃止について話し合う**仕組みがある 課題5 組織のあり方を変えにくい雰囲気 背景・要因 ☑予防のポイント ●組織として負担や**ストレスを軽減する取組み** 口管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している 口管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境を整 をしていない ●現状を良しとして、組織を変えていくことに抵 備している 抗がある □職員の意見を聞く機会を組織として設定している □利用者、家族、外部の人(実習生やボランティア、第三者 評価)の意見を聞く機会がある

□**経営層が組織のあり方**を常に見直している

出典:「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント(公益財団法人 東京都福祉保健財団,『その人らしさ』を大切にしたケアを目指して,2016,p.9-10)。」より作成

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ

キーワード	取組内容
理念の共有	・ 法人理念がわかる教材(映像等)を作成し、新入職員研修等で活用しています ・ 日頃の会議で法人の理念を伝える機会があります ・ 経営層が業務に関わることで、理念を伝える機会があります ・ 職員の個人目標を考える時に、法人理念と照らし合わせています
個別ケア・ 認知症ケア	 ・ 入居前の暮らしの様子、長年なじんだ習慣や好みを確認しています ・ 認知症の人の「その人らしさ」を知るツール(センター方式、ひもときシートなど)を活用しています ・ 定例の会議でミニ事例検討をしています ・ 利用者の状況が変化した時に臨時で会議をしています ・ 職員が持ち回りで講師になる認知症ケアの勉強会を行っています
権利擁護 意識の確立	 「虐待の芽チェックリスト」や「虐待予防セルフチェックリスト」を年に何回か行っています 組織の管理者や委員会が中心になって、「虐待の芽チェックリスト」の結果を集計して、比較可能な形(数値化・グラフ化・内容やフロア別の傾向等)にまとめて、話し合い、改善をしています 「虐待の芽」の状態に気付いた時に、職員間で声をかけ合い、助け合える関係を構築しています 身体拘束が利用者・家族や職員に与える悪影響を確認しています 一人ひとりのモラルを高めるような研修を実施しています
職場内訓練 (OJT)	 新入職員を教育する担当制の指導者を配置(アドバイザー/プリセプター制)し、指導者向けの研修も実施しています 新入職員に応じた指導ができるよう、アドバイザー・プリセプターに対しての研修を実施しています よりよいケアを提供できるように、ケアのチェックリスト(「介護職員技術チェックリスト」・「業務チェックリスト」など)を作成して、職員が自分のスキルを自ら点検できるようにしています。結果を上司と話し合って共有しています 上司は、1日の半分はケアの現場に入って、実際にケアをやって見せています 利用者やチームの状況等に応じた研修のテーマを設定しています
職場外訓練 (0FF-JT)	 勤務形態にかかわらず全ての職員が研修に参加できるようにしています ・職員の希望や状況に応じて受講する研修を選べるようにしています ・定例会議で、外部研修の伝達をする時間(15分から30分)を設けています
リスク管理	 ヒヤリハットや事故報告を書きやすい書式にしています 提出されたヒヤリハットや事故報告を、すぐに共有できる手順やマニュアルを決め、再発防止に努めています なぜヒヤリハットや事故が起きたのか、話し合うことで今まで気づけなかったリスクに気づけるようにしています 感染症対策のマニュアルを作成し、みんなが同じケアができるようにしています
開かれた組織運営	 利用者や家族向けのアンケートや交流会の声を、ケアや組織の事業計画に反映しています 福祉サービス第三者評価の結果を活かして運営しています コミュニティスペースとして、施設の一部を地域住民に開放しています ボランティアや実習生が、自分の施設のケアをどのように感じたかを把握して活かしています 虐待防止委員会に、家族や地域住民に委員として出席してもらっています
ストレス・ 負担感の軽 減	 ケアの中での困りごとやストレスを話し合える場をつくり、対応方法を共有しています 職員が困ったり、苛立ったりしている時には、声をかけ合い、ケアの方法を話し合います。時には、交代することもあります シフトごとの人数や交代時間を見直し、夜勤に負担がかかり過ぎないようにしています 人事考課に関係しない面接を行い、職員の働きやすさの確保に努めています

出典:養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ(公益財団法人 東京 都福祉保健財団, 平成27年度 高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業『高齢者虐待防止 事例分析検討委員会報告書』,2016)。」

指導文書の例

 参考例
 ○○市町第○○○号

 令和○○年○月○日

○○法人○○施設理事長○○○様

○○市町村長 ○○○

施設における虐待と思われる事象に係る調査結果通知 及び改善計画の提出依頼について

○○施設において令和○年○月○日から○月○日までの間に実施した介護保険法○条(老人福祉法○条)に基づく事実確認の調査の結果については、下記のとおり通知します。改善計画を令和○年○月○日までに提出願います。

なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り等の調査を行う予定です。

記

1 調査結果

○○施設において、○○月○○日夜中に発生した入所者に対する施設職員における行為は、虐待に該当すると判断しました。

以前から入所者に対して暴言や暴力と思えるような言動があり、高齢者虐待(人格尊重義務違反)があったことを確認しました。

また、本調査においては、痣などの身体的な状態について記録の記載、及び施設内での連携や対応 方針の明確化などがなされず対応方針が徹底できていない状況が確認されました。

2 改善計画の提出

○○施設において、以下の点を重視して施設内部での調査検討を全職員が関与する形で行うとともに、調査結果に基づき経営者・管理者の責任において改善計画書(書式は任意)作成及び提出を求めます。なお、改善の取組においては具体的な目標及び達成時期など必ず明記することを求めます。

- (1) 虐待対応マニュアルの整備
- (2) 職員全員に対する虐待対応マニュアル等の周知徹底
- (3) 第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討
- (4) 職員の外部研修の実施と評価の充実
- (5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策

以上

指導に沿った改善計画例

指導内容	改善内容
(1) 虐待対応マニュアルの整備	①現行の虐待対応マニュアルについて、組織として断固として
①虐待対応マニュアルに組織として虐待防止を実施する義務	虐待の発生する環境をつくらないことを明記し、その方針及
に対する姿勢が明確にされていない。	び具体的施策をマニュアルに追記を行う。
②管理者が虐待早期発見の責任者であることが明記されてい	②虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役
ない	割をマニュアルに反映させる。
③継続的な虐待防止教育や早期発見のための体制づくりが明	③虐待防止委員会の組織作りと委員会議事録及びヒヤリハット
確化されていない	を安全委員会と共有し、虐待の早期発見と継続的な教育展開
	ができる組織づくりを実施する。
(2)職員全員に対する虐待対応マニュアル等の周知徹底	①虐待対応委員会立ち上げ後、虐待対応マニュアルを改訂。そ
①虐待対応マニュアルの早期発見や通報義務について職員の	の後、早期発見のポイントや通報義務について内部監査にて
理解が低い	理解度を確認。理解が低い点について、各所属において学習
②定期的な教育がなされていない	会を開催し徹底する。
	②年間教育計画内に、4月の入職者研修時に新人対象で「虐待
	対応マニュアルの理解」研修を実施すること。9月度、虐待
	対応自己点検シート実施後、結果を受けた形で「虐待防止研
	修」を全職員対象で実施することを入れる。
(3)第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因	①虐待対応マニュアル内に
の究明と検討 ①第三者委員会の設立に関わる規定がない	・第三者委員名簿(連絡先を含む) ・第三者への連絡方法
②虐待発生時の原因究明と検討できる体制がない	・第三者委員会開催規定及び議事録作成規定を追記する。
企作は光工時の冰四光列と決計してもの体制がない	②虐待発生時(疑いを含む)その事実確認後、即日虐待防止委
	員会を開催し、前後情報の記録の確認・職員ヒアリング実施
	し、時系列分析及び対策立案実施することを虐待対応マニュ
	アル内の虐待防止委員会規定に追記する。
(4)職員の外部研修の実施と評価の充実	①安全委員会と連携し、外部研修情報を収集し、3年目以上の
①虐待対応に関わる職員の外部研修が実施されていない	職員は全員1回は虐待に関わる外部研修を受講することを虐
②虐待対応に関わる研修評価制度がない	待対応マニュアルに規定する。その上で、年度末に未受講者
	について、各所属長から事由書及び受講計画予定表の提出を
	規定する。
	②外部研修受講者は、当該受講年度でチームを組み、虐待対応 研修会(9月度)の研修実施を行い、研修受講者からのアン
(5) 風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策	
①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握できる体	る。職員に報告書の重要性及び運用を教育し、状況把握がで
制ができていない	きる報告書の提出を促す。ヒヤリハット報告書項目に
②職員が気軽に相談できる体制がない	・職員への暴力
	・利用者間トラブル
	・外傷等
	虐待兆候を把握するための項目を追記すると共に苦情対応
	委員会と連携し、利用者・家族からの苦情報告書内に虐待の
	兆候がないか、確認していく責務を虐待対応マニュアルに規
	定する。
	②相談しやすい環境づくりのため、管理者は、ヒヤリハット報
	告書による施設内状況の把握を行ったうえで、ケアの度合い
	が高い利用者や認知症の利用者等の状況から、管理者から適
	切に職員への声かけを行う。安全委員会の機会などを利用し、
	現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行
	う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声
	かけを行い相談受け入れ体制を示す。
①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握できる体	ケートによって理解度の評価とする。理解度が低い内容については、当該研修チームで再度その項目に関わる研修を実施することを規定する。 ①管理者は、ヒヤリハット報告書を利用し施設内状況を把握する。職員に報告書の重要性及び運用を教育し、状況把握ができる報告書の提出を促す。ヒヤリハット報告書項目に・職員への暴力・利用者間トラブル・外傷等虐待兆候を把握するための項目を追記すると共に苦情対応委員会と連携し、利用者・家族からの苦情報告書内に虐待の兆候がないか、確認していく責務を虐待対応マニュアルに規定する。 ②相談しやすい環境づくりのため、管理者は、ヒヤリハット報告書による施設内状況の把握を行ったうえで、ケアの度合いが高い利用者や認知症の利用者等の状況から、管理者から適切に職員への声かけを行う。安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声

【別表】老人福祉法・介護保険法による権限規定

+ /	第 18 条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援 センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入 検査等					
老人福祉	第 18 条の 2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令					
法	第 19 条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停廃止命令、認可取消					
	第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令、事業の制限、停止命令					
	第 76 条	都道府県知事 市町村長	指定居宅サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等					
	第 76 条の 2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 78 条の 7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・ 立入検査等					
	第 78 条の 9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 83 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等					
	第83条の2	市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 84 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 90 条	都道府県知事 市町村長	指定介護老人福祉施設、施設開設者、施設の長、従業者であった者に対する報告徴収・立力 検査等					
	第91条の2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 100 条	都道府県知事 市町村長	介護老人保健施設の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等					
介	第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令					
保	第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設に対する許可取消・許可の効力停止					
介護保険法	第 114 条の 2	都道府県知事 市町村長	介護医療院の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等					
	第 114 条の 5	都道府県知事	介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令					
	第114条の6	都道府県知事	介護医療院に対する許可取消・許可の効力停止					
	第 115 条の 7	都道府県知事 市町村長	指定介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立 入検査等					
	第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 115 条の 17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等					
	第 115 条の 18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 115 条の 19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 115 条の 27	市町村長	指定介護予防支援事業者等、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入 検査等					
	第 115 条の 28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令					
	第 115 条の 29	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止					
	第 115 条の 33	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設開設者、指定介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者に対する報告徴収、立入検査等(業務管理体制)					

厚生労働大臣 都道府県知事 第 115 条の 34 指定都市市長 中核市市長 市町村長

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定 介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業 者、指定介護老人福祉施設開設者、指定介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者に対す る勧告、公表、措置命令(業務管理体制)

- ※指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等:健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26条の規定による改正前の介護保険法第 112 条(令和6年3月31日まで)
- ※指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令:健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法第113条の2(令和6年3月31日まで)
- ※指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止:健康保険法等の一部を改正する法律附則第 130 条の2第2 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の介護保険法第 114 条 (令和 6 年 3 月 31 日まで)
- ※指定介護療養型医療施設に対する報告徴収、立入検査等(業務管理体制):健康保険法等の一部を改正する法律附則 第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 第115条の33(令和6年3月31日まで)
- ※指定介護療養型医療施設に対する勧告、公表、措置命令(業務管理体制):健康保険法等の一部を改正する法律附則 第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法 第115条の34(令和6年3月31日まで)

3.3 虐待の再発防止と必要な措置

老人福祉法若しくは介護保険法の規定に基づく事実確認の結果、高齢者虐待(人格尊重義務違反、入居者の処遇に関し不当な行為や入居者の利益を害する行為)の事実が確認された養介護施設等に対しては、虐待の再発防止のため、要因分析、必要な権限の行使、モニタリング・評価、事案終結に向けた対応を行っていくことになります。

指導監督担当部署においては、立入検査等に基づく事実確認の結果、高齢者の被害の程度、故意性、組織性、悪質性の有無等を整理し、事業所に対する老人福祉法及び介護保険法に基づく改善指導、命令(老人福祉法に限る。)、指定の取消しや効力停止等の行政処分の必要性を検討し、対応(措置)を行っていくことから、老人福祉法及び介護保険法及び高齢者虐待防止法の各担当部局が密接に連携し対応していくことが不可欠です。

なお、介護保険法に基づく監査の実施や行政処分等の実施及び処分の程度の決定に当たっては、介護保険法関係法令の規定の他、厚生労働省老健局から発出されている通知(監査指針や監査マニュアル(今後発出予定))や、各自治体で作成している監査実施要綱や行政処分の処分基準などを参照してください。

有料老人ホームの場合の指導監督については、「有料老人ホーム指導監督の手引き (増補版)」を参照してください。

また、高齢者虐待に該当する身体的拘束等が確認された場合は、上記に示した措置に加えて、身体的拘束等を原則禁止とする規定、ならびに身体拘束廃止未実施減算との関係を確認し、「第 I 章 1.2「高齢者虐待」の捉え方 3)身体拘束に対する考え

方」に記載の措置を実施します。

身体的拘束等の原則禁止規定があり、かつ身体拘束廃止未実施減算の対象となる施設・事業所においては、運営基準違反が認められた場合に必要な措置を検討するとともに、身体拘束廃止未実施減算も適用することとなります。また、減算対象ではないものの身体的拘束等の原則禁止規定がある施設・事業所においては、運営基準違反が認められた場合に必要な措置を検討します。

なお、有料老人ホームについても、設置運営標準指導指針において、身体的拘束等の原則禁止規定ならびに身体拘束廃止未実施減算の要件と同等の措置(身体的拘束等の適正化を図るための措置)が示されていますので、これを踏まえ、老人福祉法に照らして必要な措置を行います。

1)提出された改善計画の内容チェック

事実確認の結果や指導通知から期限を定め(提出期限は通知後1か月以内が望ま しいと考えられます)、当該養介護施設等に対して、改善計画書の提出を求めます。

養介護施設等から提出された改善計画書は、以下の点を踏まえて内容を検討することが必要であり、改善計画に記された取組内容が不十分である場合や、具体性や実現性がないなど、改善計画の内容が不十分と考えられる場合は、養介護施設等に対して修正するよう指導を行います。

なお、都道府県が指定権者の場合、指導を行う根拠規定は、都道府県は介護保険法、市町村は老人福祉法第5条の4第2項第2号に基づいて実施することとなります。

改善計画のチェック事項 (例)

□市町村が指摘した事項が改善取組として網羅されているか
□改善取組の目標や達成時期が明確になっているか(短期・中長期に達成すべきこと等)
□改善取組の具体的方法が示されているか
□改善取組のために適切な職員(役職者等)が割り振られているか
□改善計画の作成には経営者層・管理者層や職員全員が関わっているか
口改善計画は経営層の責任において作成されているか
□改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか、等

出典: 平成 23 年度 東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修 養介護施設従事者等による高齢者虐待 対応研修講義資料(財団法人東京都福祉保健財団)を一部修正

改善計画の具体的な作成方法などについて、養介護施設等が、都道府県や市町村に支援を求める場合も考えられます。その場合は、指摘した指導内容に対してどのような方法で取り組むことが必要であるなどの助言を行い、虐待等の再発防止のた

めの取組を促すことが必要です。また、養介護施設等のみでは十分な取組が困難と 思われる事項や、都道府県や市町村が関与できる事項については、支援方法を検討 するなどして積極的に改善取組に協力する姿勢が求められます。

※養介護施設等から提出された改善計画の内容については、指定権限を有する都道府県職員と協議 します。改善計画の内容のヒアリング等に都道府県担当職員が同席することにより、より実効性の 高い改善取組内容への修正も可能になると考えられます。

2) 改善取組を担保するための方法

養介護施設等の改善取組を行うための工夫には様々な方法があると考えられます。 以下に示す方法を参考としつつ、それぞれの地域の実情や事案内容に合わせたモニタリング方法を検討し、養介護施設等の改善取組を促すことが必要です。

改善取組を促すための方法 (例)

- □施設・事業所内の高齢者虐待防止委員会に第三者委員の参加を促し、定期的に改善取組の評価を 行う。委員会等に市町村職員が参加したり、市町村に定期的に報告を行う。
- 口施設・事業所の苦情対応に第三者委員を導入することや介護サービス相談員 (※) を受け入れるなど、常に第三者の目が入る環境を整える。
- □当該施設・事業所内で定期的に自己評価を実施し、何がどこまで改善しているのか、未達成の課題は何かなどを整理して市町村へ報告する。
- 口都道府県がホームページなどで公開している第三者評価の結果から優れた取組みを参考にする。
 - ※「介護サービス相談員派遣事業の実施について」平成18年5月24日老計発0524第1号

3) 改善計画書の受理と評価時期の設定

改善計画の内容が適切であると判断された場合は、改善計画書を受理します。その際、改善取組に対するモニタリング・評価を行うための時期を定めておき、一定期間後には改善取組の評価が行われることを養介護施設等に伝達することも必要です。

なお、受理した改善計画書の内容やモニタリング・評価の時期については、都道 府県へも報告を行い、情報を共有しておきます。

3.6 モニタリング・評価

1) モニタリング

改善指導を行った市町村や都道府県は、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該養介護施設等からの報告にとどまらず、改善への取組開始

から一定期間後に当該養介護施設等を訪問することにより、高齢者の生活状況や虐 待防止委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、終 結まで責任を持って行う必要があります。

なお、改善指導を行った市が、有料老人ホームへのモニタリングを行う場合は、 老人福祉法第5条の4第2項第2号に基づき必要な指導を実施することになります。 県がモニタリングを行う場合は、老人福祉法に基づく事業及び介護保険法に基づく 事業の運営が健全かつ円滑に行われるようにするために、行政手続法に基づく行政 指導として市と協働しながら実施します。

2) 改善取組の評価

養介護施設等の改善取組は、改善計画に基づいて評価を行います。特に、期間を 定めて目標を設定した場合には、期間が過ぎた時点で評価を実施し、その後の改善 状況を検討します。その際、市による支援策を提案するなどして、養介護施設等の 改善取組が円滑に行われるように対応することが重要です。

ア. 評価の実施時期

改善計画は、期間を定めた上で個々の項目ごとに目標を立てて、作成します。 例えば、3か月後、6か月後、1年後という期間を区切って目標を設定し、それ ぞれの期間が到来した段階で再発防止に向けた取組状況を確認します。

イ. 改善取組・目標達成状況の確認

期間を定めて取り組んでいる個々の目標が達成できているか否かは、当該養介護施設等を訪問して確認を行います。例として、改善取組に関する実施状況については実施記録等、管理者や従業者の状況についてはヒアリングやアンケート等、高齢者の生活状況については面接等により、確認を行います。

例えば、管理者や従業者への確認では、指摘した指導事項がどのように改善しているか、行動面や意識面の変化をアンケート調査形式で行うことで、定量的な把握も可能になります。また、グループホーム等の従業者数が少ない事業所であれば、一人ひとりから改善取組に対する意識や行動の変化の聞き取りを行う方が効果的な場合もあります。

養介護施設等の規模や事案内容によって具体的な評価方法は異なると思われますが、市の実情にあわせて、効果的な方法の工夫・検討が望まれます。

なお、養介護施設等を訪問して確認した結果は、評価報告書に整理します。

ウ. 評価会議

評価会議では、高齢者虐待対応担当部署(管理職を含む)、老人福祉法担当部

署や介護保険法担当部署及び、その他関連部署のメンバーにより、養介護施設等 で確認した改善取組状況の確認を行います。なお、確認の際には以下のような視 点で評価を行うことが考えられます。

評価会議で確認すべき項目(例)

□事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象等	が解消されているか
□評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象等が生じて	いないか
口個々の改善目標が計画どおり達成されているか	
口改善が進んでいない項目について、新たな取組みの必要性	はないか
□当初指摘した事項以外の点で、虐待に関連して改善を要す	る事項はないか
□高齢者の生活を支援する環境として虐待を生ずるような不	安要素はないか
□虐待予防のための取組みが継続して行われているか	
口虐待が生じた場合の対応策が講じられているか	など

評価会議における検討内容は、記録に残します。

エ. 評価結果のまとめ

評価を行った時点で、上記の改善計画目標の達成状況を確認します。達成されていない目標は、期限を再設定して目標達成に向けて取り組むよう指導を行います。

オ. 評価結果のフィードバック

養介護施設等の改善取組や目標達成状況の評価を行った結果は、当該養介護施設・事業所に対して文書等でフィードバックを行います。特に、改善取組や目標達成が進んでいない事項に関しては、新たな取組も含め、目標を達成するための方策を十分検討するように促します。

3. 4 終結段階

1)終結の判断

虐待対応は、常に終結を意識して行う必要があります。虐待対応が終結していないことは、養介護施設従事者等による高齢者への権利侵害のおそれがある状態が継続していることを意味しています。そのため、養介護施設等における改善取組を促し、高齢者が安全で安心できる生活環境を整え、虐待対応を終結させることが重要です。

なお、終結の判断は評価会議の検討を踏まえて行います。

2) 虐待対応の終結要件

改善取組に関する各項目の目標が達成され、下記の2つの要件を確認した時点で、 虐待対応を終結します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

- ① 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること
- ② 虐待の要因となった課題について、養介護施設・事業所が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が継続的に実施できる体制の整備ができたことを確認できること

具体的には、以下に示す状況が確認された場合に、虐待対応の終結と判断します。

- 事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象などが解消されている
- ・評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象などが生じていない
- ・個々の改善目標が計画どおり達成された
- ・改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された(新たな取組みを含む)
- ・虐待予防・防止のための取組みが継続して行われている
- 虐待が生じた場合の対応策が講じられている

なお、終結の判断は、市と県が協議して行うことや、市が単独で終結を判断することも考えられますが、県が指定権者の施設である場合で、市が単独で終結を判断した場合は、県に報告し情報共有を図ります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応について、県の積極的な関与により市 への支援の充実を図ることが求められます。

4. 養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとすることとされています(第25条)。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県・市における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することによりこれらの施設等に対して制裁

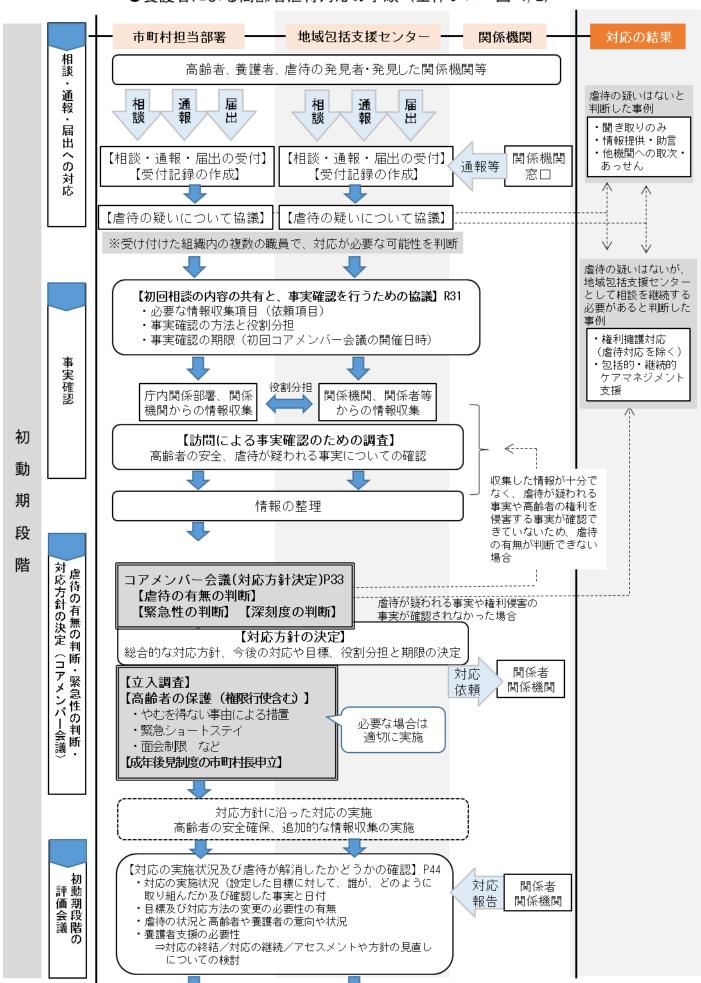
を与えることを目的とするものではありません。

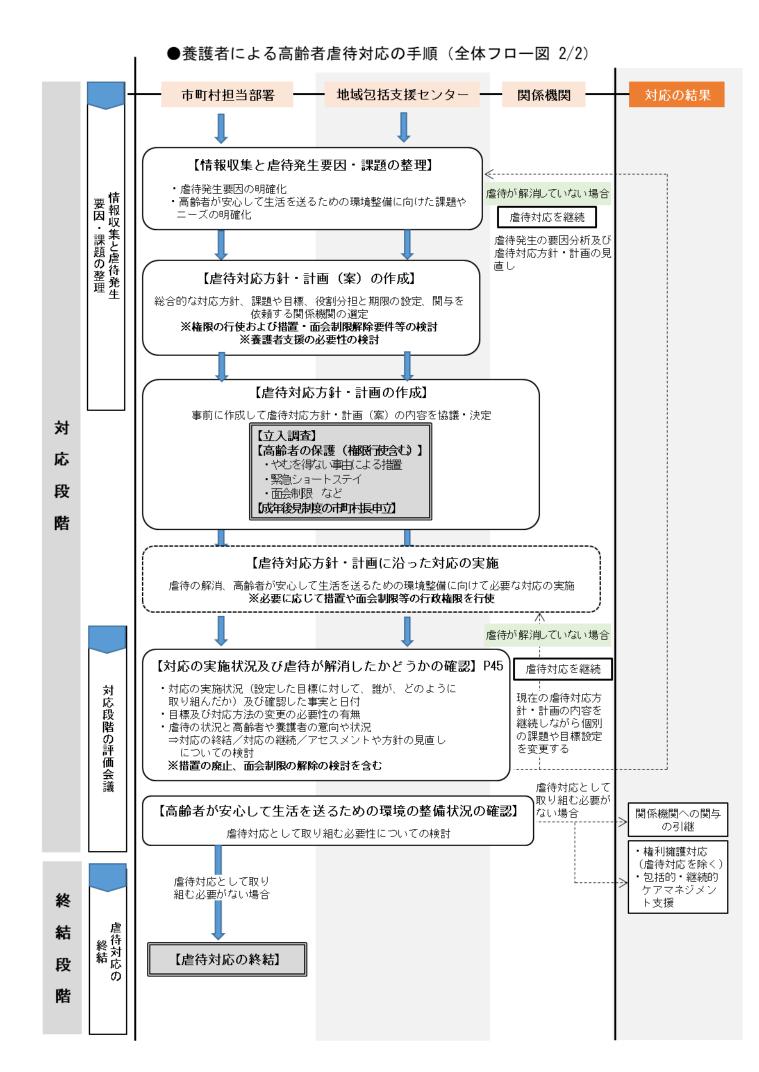
都道府県が公表する項目

- ①高齢者虐待の状況
- 被虐待者の状況(性別、年齢階級、心身の状態像等)
- ・高齢者虐待の類型(身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、 経済的虐待)
- ②高齢者虐待に対して取った措置
- ③その他の事項(厚生労働省令で規定)
- ・施設、事業所の種別類型
- ・虐待を行った養介護施設従事者等の職種

フロー図、受付表、記録・計画票、報告書など

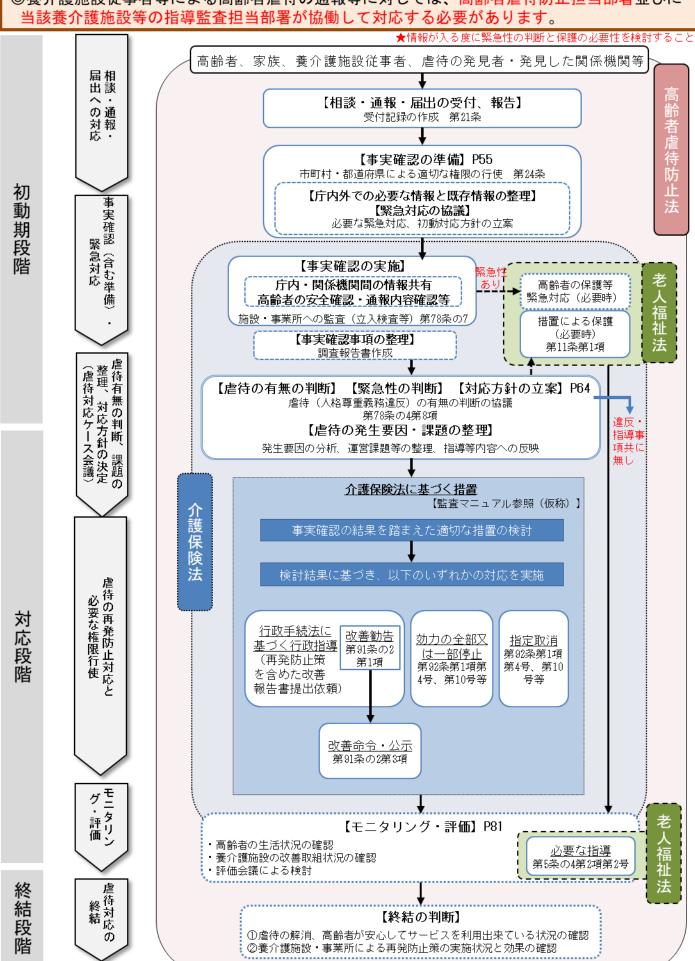
●養護者による高齢者虐待対応の手順(全体フロー図 1/2)





市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

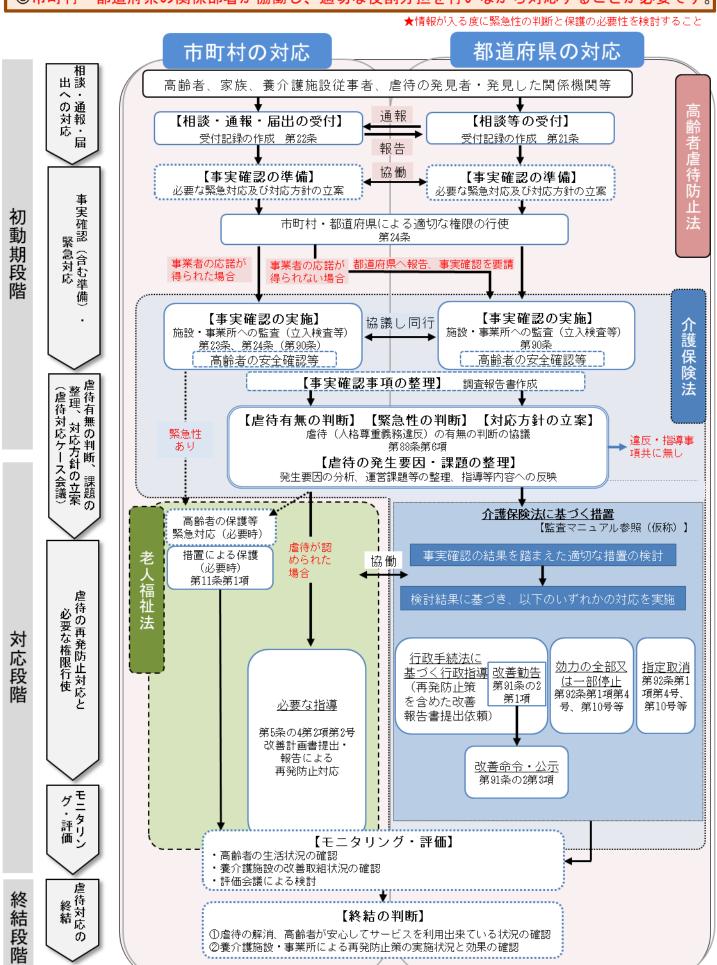
◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、高齢者虐待防止担当部署並びに



都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

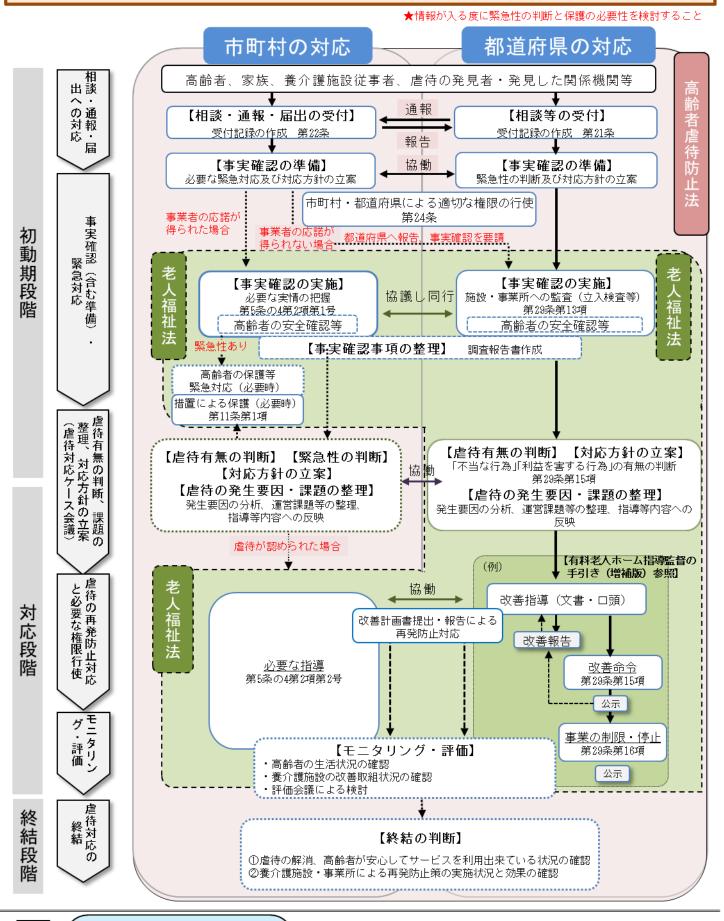
注)条文は特別養護老人ホームの場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。



90

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。



対 象 有料老人ホーム サービス付き 特定施設入居者生活介護 高齢者向け住宅 (介護付き有料老人ホーム)

※上記フロー図は、介護保険制度の<u>特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。</u>

※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者 による高齢者虐待として対応。

A 票				们可	ע ־ ע	型羊以 -	曲山で	之何是	票(総合	3 怕 痧	<i>(</i>)				
相談年月日	令和 年	月	日	時	分~	時	分 対応	芯者:			所属機	関:			
	氏名						•		受付方法	□電話	□来所	□その)他()	
	住所または								電話番号						
相談者 (通報者)	所属機関名	□本人		家族親	族(同	居・別居)続柄:		□近隣住民	と・知人	□民生委				
	本人との			•					□介護支援				(事業所		
	関係	□医療材				□警察			□その他()	7 714771		
L 【主訴・相談	 どの概要】	1													
L 【本人の状況	7]														
氏 名					性別		生年月日	□明治	計□大正□時	召和	年 月	日	年齢	ì	歳
							1				住民票	学録 住 所	 □同左		
現住所	電話:						その他	直絡先					(続柄:)
居所		 □病院	()			•)	□その	他 ((19611) •)	
介護認定)	□要介	·護() □申	請中	(月日) 🗆 🗦	未申請		 定		
	介護保険	□あり	(□なし		接専門員				
利用サービス	介護保険外	□あり	() [コなし	居宅支	援事業所				
主疾患	□一般(l .)		知症(()	□精神	疾患() 🗆	難病())	
身体状況								障害	手帳 口無	無 □有	「(等級:	種兒	川:)	
経済状況									生	活保護	受給(□	なし 🗆	あり)		
【世帯構成】								【介言	護者の状況	!]					
家族状況(シ	ジェノグラム)							氏名					年齢	ì	歳
									□配偶者	f []息子	 □娘	 □息子の酢	 2偶者	
								続杯	□娘の配	□偶者 □]実兄弟	□実姉妹	□義兄弟		
									□義姉妹	₹ []孫	□その他	()	
								連絡 ² その(電話番号				職業		
	<u>: しての対応</u> : □聞き取り		青報提	供・助		機関へ <i>0</i>) 取次・斡	旋(機)	期 夕·) □その	ин <i>(</i>)	

社団法人日本社会福祉士会 作成(出典:東京都国分寺市作成様式を参考に作成)

В	靊
	गर

必要性

高齢者虐待受付票

	TH #N # (\A #U D	111 + 1 > 1 + 1/4 > -	m deru i ili	口标点以十九十十	士 业立体之里、一类组)。
情報源	相談者(囲報・庙	出者)は □実際に			: 声、物音等を聞いて推測した
		□本人か	り聞いた	□関係者()から聞いた
	□家から怒鳴り声や泊	立き声が聞こえたり、大	きな物音がする	る〔疑い〕	
	□暑い日や寒い日、同	雨の日なのに高齢者が長	時間外にいる	[疑い]	
	□介護が必要なのに、	サービスを利用してい	る様子がない	[疑い]	
	□高齢者の服が汚れる	ていたり、お風呂に入っ	ている様子が	ない [疑い]	
	□あざや傷がある〔類	疑い〕			
	□問いかけに反応がた	ない、無表情、怯えてい	る〔疑い〕		
	□食事をきちんと食べ	べていない [疑い]			
目談・訴え	□年金などお金の管理	埋ができていない [疑い])		
の内容	□養護者の態度()
	□その他(具体的内容	容を記載)			
	口身体的患法の疑い	□故棄・故仏の経い	□心理的患结/	の経い 口性的虐待の	 疑い □経済的虐待の疑い
待の可能性 通報段階)			口心性的信付	// 郑EV · □ 王印/) 邑 (寸 v /) ()
	口虐付とは古い別が	ないが不適切な状況(
					,
					·
					,
	項目】 依頼日時	:令和 年 月	日 時	分 依頼先:	依頼方法(電話 訪問 その他)
青報収集依頼 世帯構成	項目】 依頼日時 □住民票	: 令和 年 月	日 時	分 依頼先:	,
				分 依頼先: □介護保険料所得段	依頼方法(電話 訪問 その他)
世帯構成介護保険	□住民票	□その他 (□担当居宅介護支援	事業所		依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況
世帯構成介護保険	□住民票 □介護認定の有無	□その他 (□担当居宅介護支援	事業所	□介護保険料所得段	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況
世帯構成 介護保険 「社サービス等 経済状況	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用	□その他 (□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無	事業所(身・知・精	□介護保険料所得段) □障害福祉サービス利月	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ ()
世帯構成 介護保険 「社サービス等 経済状況	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金	事業所(身・知・精	□介護保険料所得段 □障害福祉サーピス利Ϳ □遺族年金	依頼方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 auサービス等 経済状況 関係機関等 その他	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン	事業所 (身・知・精) ターの関与)	□介護保険料所得段 □障害福祉サーピス利月 □遺族年金 □他機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 用状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与
世帯構成 介護保険 auサービス等 経済状況 関係機関等 その他	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン	事業所 (身・知・精) ターの関与)	□介護保険料所得段 □障害福祉サーピス利月 □遺族年金 □他機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階
世帯構成 介護保険 auサービス等 経済状況 関係機関等 その他	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン	事業所 (身・知・精) ターの関与)	□介護保険料所得段 □障害福祉サーピス利月 □遺族年金 □他機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 用状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与
世帯構成 介護保険 ^{冨祉サービス等} 経済状況 関係機関等 その他 ※情報	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サービス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票 D ;	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 用状況 □ () □国民健康保険収納状況)の関与 票へ集約し整理する
世帯構成 介護保険 autyービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サービス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票 D ;	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 用状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与
世帯構成 介護保険 電社サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担) 協議 面接調査 □訪問	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 ○□障害福祉サーt x利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票 D: ・ 分 協議者:	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 電社サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担) 協議 面接調査 □訪問	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン 「得られた情報は 日時:令和 年 月	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サーt x利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票 D : : 分 協議者:	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 用状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 電社サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報 事実確認の方:	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン (得られた情報は 日時:令和 年 月 □来所 面接者(事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サーt゚ス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票D: ・ 分 協議者: ,) □関係機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 編社サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報 事実確認の方: 事実確認の方法	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協議 ・協	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン (得られた情報は □時:令和 年 月 □来所 面接者(ス会議等(担当: 目き取りした内容を事ま	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サーt゚ス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票D: ・ 分 協議者: ,) □関係機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 a社サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報 事実確認の方: 事実確認の方法	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担 協議 面接調査 □訪問 聞き取り □ケース ※訪問時の状況や	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン (得られた情報は □時:令和 年 月 □来所 面接者(ス会議等(担当: 目き取りした内容を事ま	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サーt゚ス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票D: ・ 分 協議者: ,) □関係機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 「A は で で で で で で で で で で で で で で で で で で	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担 協議 面接調査 □訪問 聞き取り □ケース ※訪問時の状況や	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン (得られた情報は □時:令和 年 月 □来所 面接者(ス会議等(担当: 目き取りした内容を事ま	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス ;	□介護保険料所得段 □障害福祉サーt゚ス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票D: ・ 分 協議者: ,) □関係機関(依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
世帯構成 介護保険 編社サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報 事実確認の方: 事実確認の方法	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担 協議 面接調査 □訪問 聞き取り □ケース ※訪問時の状況や	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン (得られた情報は □時:令和 年 月 □来所 面接者(ス会議等(担当: き取りした内容を事ま	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、 アセス 日 時	□介護保険料所得段 □障害福祉サービス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票D ・ 分 協議者: , □関係機関(へ記載	依頼方法(電話 訪問 その他)) 階 □介護保険料収納状況 目状況 □ () □国民健康保険収納状況) の関与) 票へ集約し整理する 方法(電話 訪問 その他)
介護保険 福祉サービス等 経済状況 関係機関等 その他 ※情報 事実確認の方: 事実確認の方: 事実確認の方:	□住民票 □介護認定の有無 □生活保護の利用 □収入状況 □主治医・医療機関 □(収集依頼によって 法と役割分担】 協議 面接調査 □訪問 聞き取り □ケーラ ※訪問時の状况や関 予測されるリスクと対応	□その他(□担当居宅介護支援 □障害者手帳の有無 □国民年金 □保健所・保健セン (得られた情報は □時:令和 年 月 □来所 面接者(ス会議等(担当: き取りした内容を事ま	事業所 (身・知・精) ターの関与) 、アセス 日 時	□介護保険料所得段 □障害福祉サービス利月 □遺族年金 □他機関(□(メント要約票D ・ 分 協議者: , □関係機関(へ記載	佐頼方法(電話 訪問 その他)) 階

※[事実確認の方法と役割分担]に関する協議が終わったら「事実確認」へ

社団法人日本社会福祉士会 作成(出典:東京都国分寺市作成様式を参考に作成)

C票(表)

事実確認票ーチェックシート

確認者:	確認日時:	年	月	日	時 分	~ 4	丰	月	日	時	分	
高齢者本人氏名		性別	□男	□女	生年月日		年	月	日生	年齢		歳
確認場所												
確認時の同席者												
		gからσ	聴き	取り								
【本人の状況】											•	
【養護者】												
【第三者】:()											
		5.4+ a. A	. /	TI VIII								
	JĒ	2000年	三14年 167									
		5 % ⊥ .	JI: YE									
1. 虐待がはし	じまったと思われる時期:令和	発生: 年	扒 沅	月頃		***************************************	100000000000000	***************************************			000000000000000000000000000000000000000	
2. 虐待が発生	上する頻度:											
3. 虐待が発生	生するきっかけ:											
4. 虐待が発生	主しやすい時間帯:											

※裏面の事実確認項目(サイン)を利用して事実確認を行う。

C票(裏)

事実確認項目(サイン)

※1:「通」:通報があった内容に○をつける。「確認日」: 行政および地域包括支援センター職員が確認した日付を記入。

※2:<u>太字</u>の項目が確認された場合は、『緊急保護の検討』が必要。

	確認日		場合は、『素意味度の検討』が必要。 サイン:当てはまるものがあれば○で囲み、他に気になる点があれば()に簡単に記入	確認方法
		<u>外傷等</u>	頭部外傷(血腫、骨折等の疑い)、腹部外傷、重度の標そう 、その他() 部位: 大きさ:	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
身	 	全身状態・意識レベル	全身衰弱、意識混濁 、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
体	 	脱水症状	重い脱水症状、脱水症状の繰り返し、軽い脱水症状、 その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
の 状	 	栄養状態等	栄養失調、低栄養・低血糖の疑い、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
態.	 	 あざや傷	身体に複数のあざ、頻繁なあざ、やけど、刺し傷、打撲痕・腫張、床ずれ、その他(4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
けが	 		部位: 大きさ: 色:	4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
等 .	 	体重の増減 	急な体重の減少、やせすぎ、その他()	4. 聴き取り() 5. その他() 1. 写真 2. 目視() 3. 記録()
	 	出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
		その他		4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	衣服・寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ、その他(1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
4		適切な食事	菓子パンのみの食事、他所ではガツガツ食べる、拒食や過食が見られる、 その他(1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
生活		適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
の状		行為の制限	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない、 長時間家の外に出されている、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
況	 	 不自然な状況	資産と日常生活の大きな落差、食べる物にも困っている、	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
	 	住環境の適切さ	年金通帳・預貯金通帳がない、その他(異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如、その他(4. 聴き取り() 5. その他() 1. 写真 2. 目視() 3. 記録()
	 		表表がする。1922年1月2年、ラーテリアになり、成分シスター、「ショー」	4.聴き取り() 5.その他() 1.写真 2.目視() 3.記録()
		その他		4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
	 	恐怖や不安の訴え	「怖い」「痛い」「怒られる」「殴られる」などの発言、その他()	4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	保護の訴え	「殺される」「〇〇が怖い」「何も食べていない」「家にいたくない」「帰りたくない」 などの発言、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
=1	 	強い自殺念慮	「死にたい」などの発言、自分を否定的に話す、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
話の	 	あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする、その他(1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
内容		金銭の訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言、 その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	性的事柄の訴え	「生殖器の写真を撮られた」などの発言、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	話のためらい	関係者に話すことをためらう、話す内容が変化、その他(1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		おびえ、不安	おびえた表情、急に不安がる、怖がる、人目を避けたがる、その他()	1. 写真 2. 目視() 3. 記録() 4. 聴き取り() 5. その他()
表情	 	無気力さ	無気力な表情、問いかけに無反応、その他(1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
. 態	 	態度の変化	家族のいる場面いない場面で態度が異なる、なげやりな態度、急な態度の変化、	4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
度	 	その他	その他()	4. 聴き取り() 5. その他() 1. 写真 2. 目視() 3. 記録()
		- ,-	Company 18 of MA & Mark 1 and 1 (-) & for \$7 18 has 1 or \$1 or \$1 had 1	4. 聴き取り() 5. その他() 1. 写真 2. 目視() 3. 記録()
	 	適切な医療の受診	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない、その他(本人が処方されていない薬を服用、処方された薬を適切に服薬できていない、	4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
,_	 	適切な服薬の管理	その他()	4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
適切	 	入退院の状況 	入退院の繰り返し、救急搬送の繰り返し、その他(必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足、	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
な 支	 	適切な介護等サービス	必安とののか不利用、側のこと無抗ののVilは任合、必安里が極端に不足、 その他()	4. 聴き取り () 5. その他 ()
援	 	支援のためらい・拒否	援助を受けたがらない、新たなサービスは拒否、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
	 	費用負担	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		その他		1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
		支援者への発言	「何をするかわからない」「殺してしまうかもしれない」等の訴えがある、 その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
Ì	 	保護の訴え	虚待者が高齢者の保護を求めている、その他()	1.写真 2.目視 () 3.記録 () 4.聴き取り () 5.その他 ()
養=#	 	暴力、脅し等	<u>刃物、ピンなど凶器を使った暴力や脅しがある</u> 、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
護者	 	高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的、その他()	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 () 4. 聴き取り () 5. その他 ()
の態	 	高齢者への発言	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない、 スのはし	1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
度等	 	支援者に対する態度	その他() 援助の専門家と会うのを避ける、話したがらない、拒否的、専門家に責任転嫁、	4. 聴き取り ()) 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
ग	 		その他(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4. 聴き取り () 5. その他 () 1. 写真 2. 目視 () 3. 記録 ()
	 	精神状態・判断能力	虐待者の精神的不安定・判断力低下、非現実的な認識、その他()	4. 聴き取り() 5. その他() 1. 写真 2. 目視() 3. 記録()
		その他	 社団法人日本社会福祉士会 作成(出典:東京	4. 聴き取り () 5. その他 ()

D 票 (表)

アセスメント要約票

対応計画	回目用

アセスメント要約日: 年	月日	要約担当者:		
高齢者本人氏名:	性別・年齢: □男 □女 歳	居所: □自宅 □入所・院		
養護者氏名:	性別・年齢: □男 □女 歳	高齢者本人との関係:	同別居の状況: □同居 □別居	
居所の希望:□4		」 }離希望: □有 □無 □不明		
高齢者本人の希望				
話の内容:□	可能 □特定条件のもとであ 一貫している □変化する 意欲や気力が低下しているおそ	, ,]困難 □不明 とためらう、人目を避ける、等)	
·	v et /2			虐待解消 に向けた
<u>Ⅰ. 高齢者本人の情報 面接担当者</u> 【健康状態等】	ā 戊 名:			対応課題
疾病・傷病 :		既往歴:		
受診状況:	服薬料	 伏況(種類):		
受診状況:	/****	犬況(種類) :		
診断の必要性: □内科 □精 具体的症状等⇒	青神科 □外科 □整形外科 [□その他()		□課題
要介護認定 : □非該当	□要支援 () □要介護	() □申請中(申請日:	年 月 日) □未申請	
障害 : □身体障害	□精神障害(□あり □疑い)	□知的障害(□あり □疑い)		
精神状態 : □認知症(□]診断あり □疑い) □うつタ		の他 ()	
【危機への対処】				
危機対処場面において:□自	1ら助けを求めることができる	□助けを求めることが困難		□課題
避難先・退避先 :□助	けた求める場所がある() □ない		
【成年後見制度の利用】 成年後見人等:□あり(後見	上人等:) □申3	立中(申立人:) □申立	☑予定あり □申立予定なし	□課題
【各種制度利用】 □介護保険 □自立支援法	」 □その他()	□課題
【経済情報】				
収入額 月万円(内訳:) 預貯金等	万円 借金万円		
1ヶ月に本人が使える金額 _				
具体的な状況(生活費や借金等	· :			□課題
□生活保護受給 □介護	隻保険料滯納 □国民健康係	呆険料滞納 □その他()	
金銭管理 :□自立 □一部	『介助(判断可) □全介助(判	判断不可) □不明		
金銭管理者:□本人 □成年	■後見人等 □日常生活自立	支援事業利用 □その他()	
[エ コマ	ップ]	【生活状況】 食 事(□一人で可 □一部介	↑助 □全介助) ↑助 □全介助) ↑助 □全介助) ↑助 □全介助) ↑助 □全介助) ↑助 □全介助) □一部介助 □全介助) □一部介助 □全介助)	□課題
		【性格上の傾向、こだわり、対力	、関係等】	- □課題

社団法人日本社会福祉士会 作成(出典:東京都老人総合研究所作成様式を参考に作成)

D票(裏)

Ⅱ. 養護者の情報 面接担当者氏名:	虐待解消 に向けた 対応課題
【養護者の希望】	
	□課題
【健康状態等】	
疾病·傷病: 既往歴:	***************************************
受診状況: 服薬状況(種類):	
受診状況: 服薬状況(種類):	□課題
診断の必要性: □内科 □精神科 □外科 □整形外科 □その他()	
具体的症状等⇒	
性格的な偏り:	
障害 : □身体障害 □精神障害(□あり □疑い) □知的障害(□あり □疑い) 【介護負担】	

1日の介護時間:□ほぼ1日中 □必要時のみ □不明 介護の代替者 : □あり □なし □不明	
介護期間(いつから始まったか、負担が大きくなった時期やきっかけ、最近の生活行動の変化など)※期間と負担原因を明確に	□課題
平均睡眠時間:およそ時間	
【就労状況】	+
就労状況:□就労(就労曜日~ 就労時間時~時)、雇用形態(□正規、□非正規) □非就労 □福祉的就労	□課題
【経済状況】	
収入額 月万円(内訳:) 預貯金等万円 借金万円	
□被虐待高齢者の年金に生活費を依存 □借金トラブルがある □ギャンブルによるトラブルがある	□課題
□生活保護受給 □介護保険料滞納 □国民健康保険料滞納 □その他()	
【近隣との関係】 □良好 (□ □ □ 一 一 大拶程度 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	□課題
Ⅲ. 家族関係(家族歴、家族の抱える問題、家族の中の意思決定者、問題が起こったときの対処方法、地域や近隣との関係、等) ※高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1) E票 の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する	
	□課題
Ⅳ.その他(関係者、関係機関の関わり等)	
※高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書(1) E票 の「支援機関・関連機関等連携マップ」で集約する	
Mind Bill 1996 A State of the Bill 1997 A Stat	
	□課題
[全体のまとめ] : I ~Ⅳで抽出された課題の結果を踏まえて整理する。	•
※計画書(1) E票 の「総合的な支援の方針」、計画書(2) E票 の「対応困難な課題/今後検討しなければいけない事項」に反映する	

E票(表)

高齢者虐待対応会議記録・計画書(1)~コアメンバー会議用

9	安約県D県 〔全体のまとめ〕	※アセスメント		を行りよ	% △ 45 + 2						判断根拠					選供			虐待事実の □		NEW III	☆議目的	計画作成者氏名	計画作成者所属	高齢者本人氏名	
									1その他(口虐待につながる家庭状況・リスク	口今後重大な結果が生じる、繰り返されるおそれが高い状態	□暴力や脅しが日常的に行われている]高齢者本人・養護者が保護を求めている	コ人院や通院が必要(重篤な外傷、服] 事実確認を継続	□防止のための保護検討	緊急保護の検討	→□身体的虐待 □放棄·放任 □心理的虐待	□虐待の事実あり	口虐待の事実なし				地域包括支援センター	殿	
)	リスク要因がある	されるおそれが高い状態	W	ている	(重篤な外傷、脱水、栄養失調、衰弱等による検査、治療)		□継続的、総合的援助	□保護の検討、集中的援助	§待 □性的虐待 □経済的虐待 □その他						長センター		
措置の適用				\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\							見・希望	養護者の意					意見·希望	本人の	¥			本 中 中				
□有:□訪問介 □認知流 □機護老売 □無:□検討中	口その街(□関係機関との連携	□成年後見制度/	□経済的支援(生	□専門医紹介・医療導入支援	□在宅サービス導入・調整(□家族支援・家族間調整	□緊急的分離/保護	※支援の必要性												所属:	所属:	会議日時:			
□訪問介護 □認知症対応型共同生活介護 □養護老人ホーム □検討中(理由:		携(/日常生活自立支援事業(旧地域福祉権利擁護事業)	(生活保護相談・申請/各種減免手続き等)	療導入支援	入・調整(間調整	護 (□あり												氏名	氏名 年名	年		汝	
□通所介護 共同生活介 と ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			立支援事業	・申請/名				$\overline{}$	ロなし														月 月		初回計画作成日	
			《 (田地域	} 種減免手線				□入院	口不明												所属:	所属: 市属:	專		成日	
規模 人所生 親養 養 港港 港港 港港 老 老 老 老 老 老 老 老 老 **********			愊祉権利擁	続き等) (分~		年	
			풽																		氏名					
活分譲 大型用形 み用形								\smile															帮		月	
□短期入所生活介護 □小規模多機能型居宅介護 □特別養護老人ホーム)	Ú	$\overline{}$	事業) 活用検討	Ú	\smile	<u> </u>		\smile															時 分		月日	

高齢者虐待対応会議記録・計画書(2)~コアメンバー会議用

対象 機形	对心核	関係者	の家族	その他	養護者		高齢者	<u> </u>	李
一	ぶ困難な								
一	課題/								
一	/今後枚								
一	食計しな							¥	
一	ければ							(Xi	甘
一	ならなり								
一	い事項								
一	等(アセ								
一	スメントュ								
一	要約票I							口頭	田補
一)票の[3								
一	と体のま								
一	કૃષ્ણ[બ્રન								
具体的な役割分担 支援機関・担当者等	言記載)								
具体的な役割分担 支援機関・担当者等								佢	
具体的な役割分担 支援機関・担当者等	ग्रीव							7を・ど	
具体的な役割分担 支援機関・担当者等	十画評伯							のようし	
支援機関・担当者等	f予定F							L1	
部 (本)	ш								ımk
用 (番)								\ .1	体的
部 (本)	平							支援機	な役割
								期·担当	分担
実施日時・期間╱評価日	且							 	
								Jul 1	
・ 期間 神田日	Ш							巨施 日眼	
								寺·期間	
								/評価	
	 					 		 Ш	

※記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

m 上	#	#					~ h		XH	※ 要全上
E票(表) 高齢者本人氏名	計画作成者所属	計画作成者氏名		会議目的		高齢者本人の 意見・希望	養護者の 意見・希望		総合的な支援の方針	※アセスメント 要約票D票 [全体のまとめ] より
14		ž.						※支援の必要性		
								□あり		
霽								ロなし		
勯								口不明		
齢者扂										
待対」										
み ケー										
高齢者虐待対応ケース会議記録										
意己。 宋 •				出席者		 				
計 画 書			公職	者 風視用 : 属用 : 属		ペメント埋が				
雪 (1)			会議日時:	3nd 3nd 3nd 3nd		メント要約票D票のⅢ、Ⅳを集約する				
\smile	計画作成段階		年		支援機)Ⅲ、Wを				
計画作成日初回計画作	炎階	計画の	月		《関·関連	集約する				
計画作成日初回計画作成日	見直し	計画の作成回数:	Ш	尼尼尼尼	支援機関・関連機関等連携マップ					
年 年	描置		平	所所所 : 属馬馬	携マップ					
· 月		回用	分~	ת ת ת ת						
шш	虐待終結		畢	代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代 代						
			谷							

E票 (奏)

高齢者虐待対応ケース会議記録・計画書 (2)

対応が	関係者	の家族	その他	養護者		高齢者	校樂	
な難困ぎ							順位	祖生
対応が困難な課題/今後検討しなければならない事項等(虐待終結に向けた課題等を記載)							課題	
〔等(虐待終結に向けた課題等を記載)							二瀬	
計画評価予定日							何を・どのように	直
年 月							支援機関・担当者等	具体的な役割分相
П							実施日時・期間/評価日	

[※]記入欄が足りない場合は、様式を追加して記入

社団法人日本社会福祉士会 作成 (出典:東京都老人総合研究所「支援計画書(第2版)」、新潟県三条市作成様式を参考に作成)

F癑

			Ś		
		目標			
		実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)			高齡者虐待対
		目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載	所属: 出席者 所属: 所属:		齢者虐待対応評価会議記 録票
		(日付) :=確認した事実を記載)	氏名 氏名 氏名	会議日時: 年	計画評価:回目
一変重あり 変重な	□変更あり □ (変更内容:	対応方針の変更の有無、	所属: 所属: 所属:	月日時	記入年月日
	□変更なし)	更の有無、変更内容	氏名 氏名 氏名	分~ 時 分	年 月 日

	NII.			,	文板を要うる状況	イナー・ゴー・ゴー・ゴー・ゴー・ゴー・ゴー・ゴー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー・ブー										課題 番号	会議目的
	新たな支援計画の必要性	6. その信	5. 経済的虐待	4. 性的虐待	3. 心理的虐待	2. 放棄•放任	1. 身体的虐待	虐待種別								明瀬	
			ن. تا	4.	æ	2.	1.	判定									
	評価結果のまとめ(5. 虐待は確認されていない	4. 虐待は解消した	一時的に解消(再発の可能性が残る)	2. 虐待の疑いがある	1. 虐待が発生している									実施状況 (誰がどのように取り組んだのか)	
	年 月 日現在の状況)							高齢者本人の状況(意見・希望)								目標達成状況(日付) (達成した目標の内容とその根拠=確認した事実を記載)	所属:
1. 虐待対応支援の終結 2. 包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行 3. 現在の支援計画内容に基づき、支援を継続 4. アセスメント、支援計画の見直し 5. その他()	今後の対応	養護者支援の必要性 口あり 口なし						養護者の状況(意見・希望)	□変更あり □変更なし (変更内容:)	□変更あり □変更なし (変更内容:)	口変更あり 口変更なし (変更内容:)	実を記載) 対応方針の変更の有無、変更内容	所属:				

	年_	月 日	報告者		
受付日時	年 受付者	月 日() 時	分~	時 分
相談・通報者・届	シリ がな 氏 名				
出者	氏 名 被虐待者との[期係』 連絡先			
連絡方法	電話 来所	訪問 F	A X	ル その他()
高 齢 者			男	M·T·S	
(被虐待者)	^{ふり がな} 氏 名		女	年 月	日(歳)
	住 所				
				TEL	
	要介護認定		(要支援 1 2	2 要介護 1 2	3 4 5)
	身体状況	障害なし・障)
	判断能力	自立 I	II a II b		Ⅳ M 不明
	生活状況		中・入所中()
		その他()
養介護施設等	名 称	(サービス種	別)
	所在地 				
	TEL		F	A X	
上 虐 待 者	資格・職名				
				M·T·S	
	* りがな 従事者名		女	年月	日(歳)
 虐待の状況	□身体的虐待	□養護の著		 □心理的虐待	
	□性的虐待	□経済的虐	:待		
発見者(誰が)					
日 時(いつ)					
場 所(どこで)					
状 況 (内容)					
対応状況					
対応予定					
	古往の三米州				
	虐待の可能性 緊急の保護	口大	□小 □ □ 不 亜	□不明	
	糸心の休護	口必要	□不要	□不明	

事業者・職員用 高齢者虐待発見支援シート

年 月 日	年	月 日	電話・来所・訪問(
誰からの相談			本人との									
連絡先			関係									
虐待を受けている方の状況												
氏 名			生年月日 M·T·S 年 月 日(歳)									
住 所												
電話			主治医無・有()									
介 護 度	なし 要支	₹援1・2	要介護度1・2・3・4・5									
精神状態	認知症	うつ病	精神疾患									
意思表示	逃げたい	怖い	サインあり ()									
虐待者の状況		本人との関	係()同居・別居									
精神状態	精神疾患											
	介護疲れ	不眠										
	他の家族の協	3カ なし・	あり ()									
虐待の区分・∜												
身体的虐待	暴力	あ ざ	けが やけど 部位()									
経済的虐待	年金管理		利用料の未納 なし・あり()									
介護放棄	衣類の汚れ、	オムツ交換し	していないなど									
	不適切な食事	・食事を与え	ていない、脱水症状がある									
	医療未受診											
心理的虐待	暴言	無視										
気になること												
対応者			連絡先									

次の対応

報告年月日 年 月 日

報告日 年 月 日 報告者

虐待の状況

養介護施設の情報	施設· 事業所名 所在地 電話番号		【施設・事業所の種類】1 特別養護老人ホーム 2 介護老人保健施設 3 介護療養医療施設 4 認知症対応型生活介護 5 有料老人ホーム 6 小規模多機能型居宅介護等 7 軽費老人ホーム 8 養護老人ホーム 9 短期入所施設 10 訪問介護等 11 通所介護等 12 特定施設入居者生活介護 13 居宅介護支援等 14 その他 ※10・11 について具体的に								
事実確の方法		1 訪問調査 2 関係者からの情報収集 3 立入調3 4 事実確認未調査(①虐待ではなく調査不用 ②記 (理由)									
	氏名	具体的な方法・日時:	生年月日 不明								
	ų K		M T S 年 月 日 歳 男・女								
高齢	居住地		認知症自立度(自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M・自立度不明・ 認知症の有無不明) 障害自立度(自立・J1・J2・A1・A2・B1・B2・C1・C2・不明)								
者	介護認定	養介護()・要支援()・非該当・未申請									
入の	利用	介護保険									
高齢者本人の情報	サービス	その他									
	【心身の状態		【本人の意思】 意思表示:可・不可 虐待の認識:有・無								
**	従事者 氏名		男・女 不明 1:30 歳未満 2:30 代 3:40 代 4:50 代 5:60 代以上 7:不明、その他								
養介護施設従事者等	【健康状態、	勤務状況、その他 】	【従事者の職種等】1 介護職 2 看護職 3 管理職 4 施設長 5 経営者・開設者 6 その他 7 不明 具体的に								
従事者等の情報		・・介護技術等に関する問題 2 職員のストレスや感 理念の欠如 5 人員不足や人員配置の問題及び関連す	情コントロールの問題 3職員の性格や資質の問題 る多忙さ 6虐待を助長する組織の体制や職員間の関係性の悪さ)								
虐待等の事実経過											
その他の情報	※従事者等/	が複数の場合は必ず記入									

判断と今後の方針、対応

	T.1 12√1 (
	種類	1 虐待(①身体的 ②介護等の放棄 ③心理的虐待 ④性的虐待 ⑤経済的虐待) 2 虐待・不適切はない 3 虐待の判断には至らない(虐待とは言い切れないが不適切な状況:身体・介護放棄・心理・性的・経済的)
事実確認結果	程度・緊急性	1 生命・身体・生活への影響や本人意思の無視等 [具体的内容] 2 3 生命・身体・生活に著しい影響 4 5 生命・身体・生活に関する重大な危険 6 不明 7 その他 [具体的内容] 緊急性:有無 虐待に該当する身体拘束:有無 高齢者本人の死亡:有無
	課題	
	実施日	年 出席 月 日
虐待対応会議等	検討内容	【今後の対応等】
議等	今後	【対応】 1 県に連絡・報告:①施設等に対する指導 ②改善計画の提出依頼 ③従事者等への注意・指導 2 市で対応:権限行使以外 ①施設等に対する指導 ②改善計画の提出依頼 ③従事者等への注意・指導 権限行使 ④報告徴収・質問・立入検査 ⑤改善勧告 ⑥公表 ⑦改善命令 ⑧指定の全部・一時停止

確認	高齢者虐	高齢者虐待担当課												
	課長	補佐	リーダー	報告者										
	関連担当課													
	()課												
	()課												

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)

Ц	山梨	県	知	事	殿

都留市長	Ŋ
------	---

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、次の通り報告します。

本件について当市において事実確認を行った結果、次の事項に該当します。								
│ □養介護施設従	事者等による高齢者虐待の	事実が認められ	<i>t</i> =。					
口特に下記の理	由により、悪質なケースと	判断したため、	県の迅速な対応を行う	う必要がある。				
口更に県と共同して事実の確認を行う必要がある。								
(理由)								
1 養介護施設等	1 養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別							
名 称	名 称							
サービス種別	(事業所番号)					
所 在 地								
電話番号		FAX番号						

2 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級及び要介護度 その他心身の状況

性 別	男・女	年	龄			
要介護度	要支援()	要介護()	その他	
心身の状況						

3 虐待の私	重別、内容及び	び発生要因				
	身体	的虐待	介護・世記	5の放棄・放任		
虐待の種	別 心理	的虐待	性的虐待			
	経済	的虐待	その他()
虐待の内	容					
発生要因	3					
4 虐待を1	テった養介護が	拖設従事者等 <i>0</i>	D氏名、生年月日	及び職種		
氏 名	í		生年月	B		
資格を有する者	についてはその資	格及び職名を、そ	の他の者については職	名及び職務内容を訂	己載すること	
口施設等/ 口施設等/ 口虐待を/ 口(主とし		施設従事者へ <i>0</i> !サービスにつ	D注意・指導 いて)介護保険法 	の規定に基づく	〔勧告・命令・	処分
□施設等 <i>抗</i> □介護保限	からの改善計画	画の提出 基づく勧告・命		れている場合に	こはその内容	
	担当課名	_	_	担当職員名		

警察への援助依頼様式

							第		号
高齢者虐待事案に係る援						書			
						年	月 日		
大月	警察署長 殿								
							都留	/市長	印
	高齢者虐待の防	止、高齢者の養	護者に	対する支	援等に	関する法	律第 12	条第15	頁
及	なび同条第2項の	規定により、次	(のとお	り援助を	依頼し	ます。			
64.	日 時	年	月	日	時	分 ~	時	分	
依頼事項	場所								
事 項	拉田七汁	口調木の六夕	21.	国四次结	1 444	□その	Vila ()
K	援助方法	□調査の立会	:	同辺で付	茂	ロその	71世()
	(ふりがな)								
	氏 名					□男	· 🗆 🕏	ζ	
高	生年月日	年	月	日生	(歳)			
齢	住 所	□上記援助々	依頼場	折に同じ					
者		□その他()	
	電 話	()	_	_		番		
	職業等								
	(ふりがな)								
	氏 名					□男	· 🗆 🗸	ζ	
	生年月日								
養	住 所	□上記援助∉	依頼場所	所に同じ					
護		□その他()	
者	電 話	()	_	_		番		
等	職業等								
	古松老しの	□配偶者		子	コ子の関	配偶者	□孫		
	高齢者との	□その他の	親族()	
	関係	□その他()	
虐待	行為の類型	□身体的虐	· 待 [□養護の割	雪しい	怠り	□心理的虐	書待	
待 の	り荷の規生	□性的虐待	[□経済的№					
の状況	虐待の内容								
高齢者の生命又は身体 に重大な危険が生じて									
いると認める理由									
警察の援助を必要とす									
る理由									
		所属・役職				氏名			
担	当者・連絡先	電話()	-	_	番	内線		
		携帯電話	_	-	_	番			

(表)

証 票

所 属氏 名

上記の者は、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の 規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

都留市長 印

(裏)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (通報等を受けた場合の措置)

- 第九条 市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定により通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認の措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者(以下「高齢者虐待対応協力者」という。)とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

(立入調査)

- 第十一条 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、介護保険法第百十五条の第三十九第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定 による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明 書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入り調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈しては ならない。